

平成26年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年9月17日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第86号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第87号	飛騨市山田地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
第4	議案第88号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第5	議案第89号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
第6	議案第90号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
第7	議案第91号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
第8	議案第92号	飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例について
第9	議案第93号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第10	議案第94号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第11	議案第95号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第12	議案第96号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第13	議案第97号	飛騨市肉用牛繁殖センター条例の一部を改正する条例について
第14	議案第98号	字区域の変更について(宮川町打保X地区)
第15	議案第99号	字区域の変更について(神岡町吉田V地区)
第16	議案第100号	字区域の変更について(神岡町吉田VI地区)
第17	議案第101号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第18	議案第102号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第19	議案第103号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第20	議案第104号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第105号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第106号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第107号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第24	認定第1号	平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第2号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第3号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第4号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第5号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第6号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第7号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第8号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第9号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第10号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第11号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第12号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第13号	平成25年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第37	認定第14号	平成25年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第38	認定第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第39		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第86号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第87号	飛騨市山田地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第88号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第89号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第6	議案第90号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
日程第7	議案第91号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
日程第8	議案第92号	飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例について
日程第9	議案第93号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第94号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第11	議案第95号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第12	議案第96号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第13	議案第97号	飛騨市肉用牛繁殖センター条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第98号	字区域の変更について(宮川町打保X地区)
日程第15	議案第99号	字区域の変更について(神岡町吉田V地区)
日程第16	議案第100号	字区域の変更について(神岡町吉田VI地区)
日程第17	議案第101号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
日程第18	議案第102号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第19	議案第103号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第20	議案第104号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第21	議案第105号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第22	議案第106号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第23	議案第107号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第24	認定第1号	平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第2号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第3号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第4号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第5号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第6号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第7号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第8号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第9号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	認定第10号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第11号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	認定第12号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	認定第13号	平成25年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第37	認定第14号	平成25年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第38	認定第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第39		一般質問

○出席議員(16名)

1番	前	川	文	博
2番	中	嶋	国	則
3番	田	中	清	安
4番	洞	口	和	彦
5番	野	村	勝	憲
6番	後	藤	和	正
7番	福	田	武	彦
8番	菅	沼	明	彦
9番	内	海	良	郎
10番	森	下	真	次
12番	谷	口	充	希
13番	天	木	幸	子
14番	葛	谷	寛	男
15番	山	下	博	徳
16番	池	田	寛	文
17番	籠	山	恵	一
			美	子

○欠席議員(1名)

11番	高	原	邦	子
-----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井	上	久	則
副市長	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	野	村	重	昭
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	石	腰		豊
企画商工観光部長	水	上	雅	廣
環境水道部長	柏	木	雅	行
市民福祉部長	谷	澤	敦	子
農林部長	藤	井	義	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	之		光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹	原
		美
		香

平成26年第5回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	野村 勝憲	1. 産廃問題への対応について 2. 数河地区の振興策は？ 3. 飛騨市のまちづくりは？	17日 午前
2	籠山 恵美子	1. 財産管理の運用基準について 2. 市民の生活安定のための施策について	〃
3	山下 博文	1. 介護保険法改正と飛騨市への影響 2. 深洞湿原・原生林エリアの保全と活用 3. 安全・安心な水道水供給と市の責任	17日 午後
4	前川 文博 (新生飛政会)	1. 8月豪雨災害の対応と河川改良について 2. 市有施設の屋根貸し事業はできないか	〃
5	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. いきいき健康増進事業助成金について 2. 鳥獣害対策の取り組みについて	〃
6	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 8月豪雨災害について 2. 飛騨市の財政について 3. 市の巡回バス「ふれあい号」とコミュニティバス等の運行について	18日 午前
7	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 危険ドラッグ対策について 2. 障がい者の生涯にわたる支援体制について 3. 学校給食におけるアレルギー対応について 4. 行方不明者の捜索について	〃
4	福田 武彦 (ひだ市政クラブ)	1. 教訓を生かした防災対策について 2. 飛騨市の介護状況について 3. 鳥獣害対策について	18日 午後
5	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 飛騨市第3次行政改革について 2. 全国学力テストの結果と取り組みについて 3. 飛騨市関連の看板等について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長（菅沼明彦）

本日の欠席議員は11番、高原邦子君であります。最初に、発言につきましてお願いいたします。自席での発言につきましては、マイクを自分のほうへ向けてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により2番、中嶋国則君、3番、田中清安君を指名いたします。

◆日程第2 議案第86号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
について
から

日程第38 認定第15号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定
について

日程第39 一般質問

◎議長（菅沼明彦）

日程第2、議案第86号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第38、認定第15号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの37案件を一括して議題といたします。37案件の質疑と併せて、これより日程第39、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に5番、野村勝憲君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔5番 野村勝憲 登壇〕

○5番（野村勝憲）

皆さん、おはようございます。お許しをいただきましたので、9月議会のトップバッターとして質問をさせていただきます。

さて、今年の5月ですけれども、日本創成会議が2040年の人口推計で、県内42市町村のうち17市町村で20歳から39歳の若年女性が半減し、消滅可能性都市になると指摘しております。その中に、残念ながら飛騨市も含まれております。全国の自治体の半数が消滅の危機にあるというショッキングな結果が公表され、それがマスコミ報道されたことは皆さんもご承知のとおりだと思います。

今、飛騨市は人口減対策が急がれており、しかし、この人口がついには9月の時点で2万6千人台を割り25,991人、そして世帯数は8,991と深刻な状況に陥っております。

そうした中で今、市民の一番の関心は、数河の産業廃棄物最終処分場の建設計画の動向です。この問題に一日も早い終止符を願っておられます。そして、2番目が新しい飛騨市のまちづくりでございます。一日も早く新しいまちづくりの事業化を、市民の皆さんは大変望んでおられます。

そこで、私は3点について質問をいたします。第1点目、産廃問題への今後の対応について。2点目は、数河地区の振興策について。そして最後が、飛騨市のまちづくりについてでございます。

それでは早速ですが、1番目の産廃問題について質問させていただきます。まず1点目、急峻で土砂災害警戒区域に産廃が適当だと思われませんか。8月、皆さんご存じのように大変な豪雨で、誰もが予想できなかった短時間での集中豪雨でした。局地的な豪雨により土砂崩れが相次ぎ、多くの犠牲者を出した広島あの被災状況をテレビで見られた飛騨市民の皆さんは、現在計画中の産廃建設地は傾斜が急なうえ、土砂災害区域のエリアに挟まれ、さらに2本の活断層に挟まれるなど、地震や極地的豪雨などで土石流や崖崩れなどの土砂災害が起こる可能性が非常に大きく、産廃処分場は絶対に造ってはならないと、あらためて痛感されたことだと思います。私も、絶対に造ってはいけないと再認識をさせられたところでございます。今回の大雨で、高山市や私どもの飛騨市でも堤防の崩落や土砂崩れなどの被害が出ております。

そこで、市長にお伺いします。広島市の被災状況をテレビで見られ、現在計画中の産廃建設地についてどのように思われ、どのような認識をお持ちですか、お聞きします。

それでは2点目でございますけれども、反対署名14,279人に上る市民の声に、どう今後応えていかれますか。

現在、飛騨市内のあちこちで、産業廃棄物最終処分場の建設計画には絶対に反対の署名活動が活発に行われております。その第一弾が、5月13日、地元の数河、末高、袈裟丸区を中心に、107人がバス3台で岐阜県庁周辺で建設反対のデモを行い、その後2,000人の反対署名名簿を県に届け、そして第2弾は、7月8日、市民団体「飛騨の国を愛する会」が、2,620人の建設反対署名を集め県に提出しております。そして、昨日でございますけれども、第3弾として古川、河合、神岡、宮川の区長、自治会が集めた9,659人の反対署名の名簿を岐阜県に提出し、それがNHKのニュースで報道され、さらに今朝の新聞でも報道されていることは、皆さんご承知のとおりだと思います。今までの分も合わせて合計で14,279人と飛騨市始まって以来、大きな大きな反対の市民運動が県や業者に大きなインパクトを与え、今後さらに第4、第5弾の反対運動が展開されていくでしょう。

そこで、市長にお伺いします。14,279人という数字をどのように受け止め、市

を代表する政治家として、その声に対し今後どのような行動で応えていかれるか、市民は大変注目されております。市長の考えや、行動等を具体的にお聞かせください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

市長、井上久則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日、明日と9名の方の一般質問にそれぞれお答えをさせていただきたいと思っております。はじめに、野村議員の産廃問題への対応についてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成26年の8月豪雨につきましては、皆さまご存じのとおり全国各地において大きな被害をもたらしました。当市においては、平成11年、平成16年の豪雨災害ほどの大災害ではありませんが、浸水や取水堰堤の決壊、河岸崩壊、これは川岸でございすがその崩壊、土砂崩壊等の被害がございました。人的被害はなく安堵しておりますけれども、近年、予測できないような局地的な集中豪雨が発生しておりますので、危機管理の徹底を図っていきたくと考えているところでございます。

それでは、議員ご質問の件につきまして、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。この問題につきましては、先般6月定例会の谷口議員の質問において私の考えを述べておりますが、再質問でございしますので答弁をさせていただきたいと思っております。

私は、谷口議員の質問に対して、次のように答弁をいたしました。「事業計画地が急峻な地形にあることに加え、推定活断層に挟まれた地域であることが明らかになった以上は、長期間にわたり安定的に現状を維持できることは困難であると判断せざるを得ません。また、現在の技術では、地震や大雨によって生じる大規模な土砂崩壊を食い止めることは不可能であると考えます。仮に事業計画地が崩落したり、下層の防水設備が破損する事態となれば、周辺地域の飲料水や農業用水などが汚染されることとなり、住民に与える影響は計り知れません。そこで私は、こうした理由をもって産業廃棄物の最終処分場建設計画に反対いたします。また、近日中に事業者により事業計画の取り下げを申し入れるつもりであります」。このように答弁をさせていただいたところでございます。私は、この答弁のとおり、7月11日には事業を計画されております会社の代表取締役様に直接、事業計画の取り下げを要請したところでございます。

また、岐阜県に対しては、2月の回答から現在まで、一貫して計画地の危険性を指摘してきたところでございまして、今後も、その方針に変わりはありません。

今後引き続き、事業者に対して事業計画の取り下げ要請を行うとともに、最終的に判断される岐阜県に対しても専門家の指導を仰ぎながら、いろいろな機会を通して、その

危険性を申し上げてまいりたいと考えているところでございます。

なお、14,000以上の署名運動の話が出ました。私は、この26年2月に市民の代表であります本議会において、全会一致で反対する決議がされました。またそのほか、4月から5月にかけて区長会、各町の区長会、観光協会、森林組合、いろんな合計16団体から反対、請願、決議書が出されたところでございます。これを勘案しますと、14,000人のこの署名については重く感じておりますけれども、飛騨市の住民ほとんどの方が反対をされているというふうな受け止めた上での行動を取っているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

〔市長 井上久則 着席〕

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。ちょっと、再質問をさせていただきますけれども、皆さん、昨日テレビ等でご覧になられたと思いますけれども、昨日、HNKの昼と夕方のニュースで、9,659人の反対署名の提出の様子が放送されておりました。実は、その反響が大変大きくて、今日一人だけ来ていらっしゃるようですけれども、実は私ども4人で同じ車で県庁へ向かわせていただいたのですが、帰っていく車の中で昼のニュースを見たという人から、それぞれの4人の人たちにメールや電話がかかりまして、そして夕方のニュースを見て、もっと数が多く、例えば小牧、岡崎市、それから四日市の人からも電話をもらいました。そして、地元の方からはもちろんですけれども、大変このことに関心を持っていらっしゃるということで、中身をご紹介しますと「しっかり頼むぞ」と、そして「ふるさとに産廃は造ってはくれないでくれ」という声が圧倒的でした。実は、今回9,659人の署名を持っていておりますけれども、まだ実は大きなエリアで署名活動がされていない、これからという所があります。おそらく、私はここが出てきますと、2万人は超えるのではないかと考えております。そうしますと、飛騨市民の8割以上の方は反対だというふうに今でも確信は持っております。

そこで、市長に再度伺いいたします。この問題、これだけの大きな問題になってきました。業者に会われたとか、あるいは県に対して通常通りやっている、ルーティンワークの世界ですけれども。私がぜひお願いしたいのは、政治家としての市長がこれから、要するに市民は見ているわけですから、ぜひ、岐阜県知事の古田知事にこの思いと、先ほど述べられました絶対反対だという意志を近々に伝えるべきではないかと思いますが、その点はいかががでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

この産廃の建設計画地の危険性につきましては、市がいろんな角度から調査をした結果で、皆さんにお知らせをしたということでございます。議会に対しても、今の活断層の問題、水の問題、土砂崩壊の問題、いろんな問題につきましては私のほうから皆さま

方のほうへご説明をして、あそこは危険だということで、県のほうへも直接お話をさせていただいているところがございますので、これは先ほども答弁をさせていただきましたように、市が調査をした結果においても、そういった結果を出したことによって、県のほうへお願いをしているわけがございますので、引き続きしっかりと、先ほど言いましたように訴えてまいりたいということにつきましてはちっとも変わりはありませんので、これは岐阜県知事に対して、岐阜県に対して、担当者に対しても同じ考え方に持っているわけがございますので、よろしくお願いをいたします。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。ちょっと参考までに申し上げておきますけれども、これは答弁要りませんから。

昨日、大久保区長会長さんは別件で出席されませんでしたけれども、そのとき私たちの前で古田知事宛てに手紙を託されました。それは市民の思いと、大久保区長会長さんの自分の考えを文書にして出されたものと思います。

それでは、2点目の数河地区の振興策について質問をさせていただきます。飛騨市のど真ん中で自然豊かな数河に立つ「産廃反対」ののぼりの旗、看板は異様な光景です。訪れた人たちも驚きと違和感を持って帰られるでしょう。一日も早くこの数河からのぼり旗や看板をなくすために、ふるさとの宝物である豊かな自然を生かした地域振興が強く求められております。

今年1月に岐阜県は「知」「創」「伝」の三つを柱に、清流の国ぎふ憲章を設け、2番の「創」では「ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます」と。また一方、飛騨市民憲章では「美しい自然を大切にし、うるおいのあるまちをつくります」と述べております。この県、市の憲章の精神にのっとり、県立公園でもある数河一帯に光を当て、自然と健康をキーワードに岐阜県と連携した地域づくりが今、強く求められていると思います。

そこで、3点についてお聞きします。1点目、現在、風評被害は飛騨市全体に出ていますでしょうか。2点目、市が検討している現在の数河の具体的な振興策はどのようなものでしょうか。そして3点目、私から数河の振興施策を具体的にここで提案いたしますので、お聞きください。

まず、外から買う化石エネルギーから、今は自前のエネルギーをつくる時代に入ってまいりました。隣の高山市は「自然エネルギー利用日本一の環境都市」を目指し、太陽や地熱利用の新エネルギービジョンを発表しております。数河高原は日照時間が長く、水や森林などエネルギー資源に大変恵まれており、すでに民間による太陽光発電が営業されております。そして、元の数河スキー場の近くでは、小水力発電所建設の計画があると聞いております。私は、新たに下数河地域に木を燃やして電気を起こす木質バイオマス発電所を建設することを強く提案いたします。燃料となる間伐材の需要が伸び、自給自足ができる環境にある飛騨市の林業に光を照らすことになり、太陽、水、木質の発

電所の3つで飛騨市の自然エネルギーの基地として数河をアピールして、好感度イメージにしたらいかがでしょうか。

さらに2点目、癒しの基地として新たに売り出していくことです。ご承知のように、流葉、数河高原は「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれ、カントリーウォークが盛んな所でございます。今、全国で森林浴の癒し効果を狙った地域づくりが盛んで、昨年の3月議会で一般質問したときは、48カ所の森が森林セラピー基地、セラピーロードと認定されておりましたが、1年たった現在は9カ所増え、57の森が全国で認定されております。ブナや白樺の木が豊富で、ゆったり深呼吸ができる豊かな自然空間がいっぱいの流葉、数河高原にもっともっと光を与え、このエリア一帯を森林セラピー基地として認定を受け、そして心と体の健康づくりを目的にみどりの風が吹く「疎開」、都会から疎開するという意味の「疎開」ですけれども、「疎開」のふるさととして都会から人を呼び込み、数河、流葉の民宿が春、夏、秋と営業ができる、要するにシーズンを通して営業ができるようなサポート体制を取ったらどうでしょうか。

最後に3点目は、おいしい空気、おいしい水を前面に、スポーツ立県を目指している岐阜県の力を借りて、ラグビーワールドカップが日本で開催されるわけですから、2019年のその合宿誘致に全力で取り組み、さらにイメージアップを図って「心技体づくりの基地」として全国に発信していかれたらいかがでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。野村議員の「数河地区の振興策は」ということで、いくつかのご質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。

一つ目の現在、風評被害が出ているかということでございますけれども、観光客について数河高原観光協会に確認いたしましたところ、被害は無いということで回答をいただいております。また、農作物への風評被害の声は農林部のほうへは届いていないということで報告を受けてございます。

二つ目の市が検討している数河の振興策についてでございますけれども、まず、スポーツを通じた振興という側面から、ラグビーの市長杯は継続的に行っております。ラグビーを中心とした大会や合宿の誘致を積極的に支援しております。また、昨年試験的に開催されたラグビーの女子大会の誘致活動も行いました。これらは、数河地区の宿泊者数の増加につながるものでありますけれども、課題といたしましては、練習グラウンドの確保やトイレを含めた宿泊施設の整備などを図る必要がございます。

農業分野においては、ハウレンソウ約2ヘクタール、わさびで2,000株、サラダ春菊22.5アールの栽培が行われ、当地区のハウレン草栽培面積は飛騨市の中で1割を占めております。始まって日の浅いサラダ春菊については、販路拡大に市もサポート

をしているところでございます。

畜産においては牛1,020頭が飼育されており、飛騨市の中で約32%を占める優良な畜産地域であり、市も農業政策の中で畜産振興に対する施策を予算化し充実を図っているところでございます。

次に、議員ご提案の3点についてお答えをさせていただきます。

まず、再生可能エネルギーを活用した振興策につきましては、当地区において既に民間レベルでの太陽光発電設備の設置がされておりますし、小水力発電の導入につきましても検討がなされている状況であると承知をしております。行政として、再生可能エネルギーの普及については積極的に後押しする所存でございますけれども、「自然エネルギーの基地」と位置付けるほどの大規模な設備導入については、具体的な考えを持っていない現状でございます。

次に、数河地区の豊かな自然を生かした取り組みといたしましては、春と夏にウォーキングイベントが実施され、冬においてはスノーシュー散策が行われ、年間を通して自然を楽しんでいただいておりますので、こうした事業を支援してまいりたいと思っております。

また、スポーツに関しましては、2019年9月に開催されるワールドカップには愛知県トヨタスタジアムが会場として立候補しており、開催が決まれば隣接県である岐阜県内の出場チーム合宿の可能性は充分にあり得ます。標高900メートルに位置する数河高原ラグビー場は、岐阜県主導のもと7月に元南アフリカ代表選手の視察を受け「2～3週間のトレーニングを集中的に行うには環境的に全く問題ない」とのコメントをいただきました。

一方、指摘事項では仮設でも良いとの条件付きでしたが、更衣室とシャワールーム、トレーニングルーム、マッサージルーム、会議室やパソコンルーム、食堂整備を求められることが予想されるとのことでした。ナショナルチームの合宿招聘となれば話が拡大し、仮設整備といった安易な考え方では立ち行かなくなることが予想されます。

合宿誘致は地域活性に向けた夢ではありますが、市全体での外国人受入れ体制の整備、あるいは施設整備では主導いただいている岐阜県の全面的な財政支援も必要ですので、現段階での合宿誘致には県とも相談の上、慎重に対応していかなければならないという状況かと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。まず、いくつか再質問をさせていただきます。

風評被害についてでございますけれども、この夏で1軒、民宿をやめられると。この夏の合宿でやめられるということを知っております。これは、私は直接風評被害ではないと思います。私が一番心配しておりますのは、のぼり旗や看板を見て多くの宿泊者が「数河に産廃ができるのですか」と大変気にして帰っていかれることです。私はこれ、

来年、再来年、これが長く長く続くほど被害が出てくると思いますが、その点はいかがですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては私も現地確認をしておりますし、41号線をこちらから上がっていきますと左側に看板とのぼり旗が立っております。こういったものを見ますと、やはりこういったものにつきましては、早く撤去をしてほしいという思いに駆られるのは当然かというふうに思っております。それに伴いまして、いかにこれを早く撤去していただくか、に努力しなければならないということにつながってきょうかと思っております、できれば地域の皆さんにご理解をいただきながら早めに撤去いただくことが、数河地区の風評被害、こういったものを防ぐことにつながってくるのではないかというふうにも一方では思うわけですが、このことにつきましては地域の皆さんのご理解が必要であるというふうに思っているところでございます。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。どちらにしても、やはり事業者に対してこれを早く中止してもらおうというのが、一番早くのぼりや看板を下ろすということになると思います。

それでは2点目の、これは別に答弁はいりませんが、残念ながら2点目の振興策は、現在の今までの農業政策から始まって、それを残念ながら披露されたということなので、私はなぜ3つのことを提案しているのかといいますと、こういうことを新しくやるということになれば、産廃問題が浮上しなかったのではないかと思っているのです。そういう意味で3点を提案しているわけです。

それでは、私から1、2点質問させていただきます。まず、1点目のエネルギーの基地についてでございますけれども、自然エネルギーの基地について。実は昨日、岐阜県の林政部にお邪魔しました。そして、木質バイオマス発電について情報を得てまいりました。

実は、岐阜県内の瑞穂市内で3番目の民間の会社が、県の補助事業でバイオマス発電を近々始めるとのことです。そしてこの2年後には、この東海地区、愛知県の半田で国内最大規模のバイオマス発電ができるということです。こういう今、流れになっているのです。自然エネルギーの流れに来ているわけです。したがって、飛騨市も飛騨地区ではまだないわけですから、バイオマス発電は。そういうバイオマス発電として、市民、事業者を探して、行政が一体となって木質バイオマスの活用を議論して、そして検討委員会を立ち上げられたらいかがですか。

□副市長（白川修平）

この問題につきましては、昨年か一昨年でございましたが、県の森林組合連合会のほうで木質バイオマスの発電所を造るというようなことで動きがございまして、当市の森

林組合も県のほうには要望をさせていただいたところがございます。その中で当市でも、ただ今の野村議員ご指摘のとおり、バイオマスの発電施設ができないかということで関係者の所にお伺いをしたところがございますが、いくつかのハードルがございます。

その一つのハードルは、木質のチップがたくさん集まるかどうかということでございます。そして、このチップが安く集まるかどうかということにつきましては、道路事情だとか、それから運搬時間、そうしたもので決定をするということでございまして、飛騨市に仮に発電所を造りましても例えば、もう飛騨地域だけではなくて美濃のほうからも持って来なければいけないわけでございますが、交通事情を考えた場合に飛騨市は敵地ではないというような結論をいただいております。

それから、もう一つは送電設備でございますが、当然発電したものにつきましては送電をしなければいけないわけでございますが、そうした送電設備につきましても現在のところ整っていないということで、こうしたものの環境整備をしないと、この木質バイオマス発電所はできないということでございましたので、もう少し深く検討をしないと数河地区も含めまして、この当市の中ではバイオマス発電につきましては難しい現状にあるということを理解いたしております。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございます。どちらにしても可能性はあるわけですから、ぜひ検討を進めてもらいたいと思います。

それでは、2点目の癒しの基地についてです。実は私、去年の3月議会で岐阜県初の森林セラピー基地・ロードの認定を受けなさいと。そして、新たな観光資源として売り出していったらどうですかと。また12月議会では、森林浴のセラピーロードを数河につくって、新しいお客さんを入れ込むということを提案しております。昨年3月議会のことで申し訳ないですが、現在おられませんけれども、当時の沖村部長は、まず意見集約から始めたいと申されました。具体的に森林インストラクターとか、あるいは観光、林業関係の関係者とどのような意見交換をされたのですか。それともう1点ですけれども、当時、白川副市長は、まちづくり協議会の中でも提案させていただき、実現できるかどうか今後考えたいと答えられております。私はその後何も聞いておりませんので、この際、具体的に検討されたのかどうかお聞きします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ただ今、野村議員がご発言になられたとおりでございまして、まちづくり協議会の中の交流促進部会という部会がございます。こうした中でいろんなものの課題を、課題と言いますか飛騨市の交流のためのコンテンツと言いますか、資源としましていくつかあるものをリストアップしたわけでございます。数河地域ということで限定したわけではございませんが、こういう自然環境を生かしたもので観光客を誘致しないと、これまで

のような観光だけでは観光客の宿泊につながらないということで、多角的に検討をされているというふうに思っております。

それから数河地域の健康セラピーにつきましては、先ほど野村議員が述べられたとおり、いくつかの課題がございます。インストラクターの件もございますし、それ以外の、具体的に事業者としてどこが受けて、どういう事業を行うかということの課題がございます。したがって、この問題につきましては、それ以上進展をしていないというのが現状でございます。

○5番（野村勝憲）

ありがとうございました。ちょっとこれからは答弁はいりませんけれども、今申し上げたことを真剣に議論していただいて、前向きな形を取っていただきたいと思っております。

実は、本巣市が岐阜県第1号として旧根尾村ですね、根尾の淡墨公園などで今NPO法人でありますけれども、森林セラピーソサエティの森林セラピー基地の認定を受けるべく実験を行っております。おそらく、私は認定が下りるのではないかと思います。

そしてもう1点は、NHKをご覧になられた方はご存じだと思いますけれども、鳥取県に智頭町、大体9,000人くらいの町ですけれども、そちらで今森林セラピーが大変な人気を博しているのです。これが観光協会から取り寄せた森林セラピーのパンフレットです。（資料提示）こちらは、これと連動して「みんなのすすめ」というパンフレットを作っているのです。（資料提示）これの需要が伸びてきているということを聞いております。私はこの議会が終わりましたら、山歩きが好きで、カントリーウォークに詳しい洞口議員と一緒に智頭町へ出掛けて行って、ちょっと勉強しようと思っておりますので、これは回答はいりませんけれども、そういうことで、私ども議員もこの問題について、ぜひ前向きに検討してまいりたいと思っております。ここであらためて申し上げるのですけれども、私は今でも、昨年、飛騨市が岐阜県初の森林セラピーの基地の認定を申請していれば、これは1年かかるのです。大体申請時は毎年11月です。昔は林野庁でしたけれども、今は先ほど申しましたセラピーソサエティ、東京の麹町にあります。そちらのほうで認定を受けているわけです。非常に受けやすいバーになっているのです。費用的には300万くらいかかるようすですけれども、私はその申請をしていたら、今更の話ですけれども、産廃業者に対して、数河地区は森林浴と心と体の健康づくりの癒しの基地として今後売り出していくので、産廃は造らないでと強く訴えることができたのではないかと思います。非常に残念でなりません。これについては回答はいりません。

続きまして、最後に飛騨市のまちづくりについて質問をさせていただきます。

まちづくり協議会は5部会の進捗状況を、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。もはや、公共事業では地域の再生はできない時代を各地方は迎えております。隣の高山市では新エネルギービジョンを発表し、大学の誘致活動や定住策の推進、そして近々、確か9月20日か21日だと思いますけれども、平和サミットを開催すると聞いております。いろんな形でソフト事業に県内外に発信しておられます。

さて、飛騨市では平成24年10月に夕張市の鈴木市長に記念講演をしていただき、まちづくり協議会がスタートして丸2年となりました。そろそろその事業計画案が具体化されるものと、市民は心待ちにしておられると思います。

そこで、現状の特産開発、交流促進、人材育成、定住促進、景観形成5部会の現在までの進捗状況と、今後の事業化案を具体的にお示しください。

そして、これからは私からの提案ですけれども、やはり新しいまちづくりは温故知新、すなわち故きを温ねて新しきを知るというものを取り入れた民間主導で進めるべきだと思います。

8月6日、葛谷総務常任委員長をはじめ9人全員で奈良県の高取町役場を訪問し、まちづくりについて学んでまいりました。高取町は第二の夕張と言われ、民間人が先頭に立って「役場に頼らないまちづくり」を立ち上げ、新しい高取のまちづくりに取り組まれ、その成果が具体的に実ってきていると知らされました。

また、新しい町長のもとで財政再建を果たし、行政が後押しする形でシニア住民のおもてなしの心による「観光交流・地域づくり」によって、経済の活性化を図っておられました。あらためて、新しいまちづくりは、温故知新で民間が先頭に立って進めるべきだと認識させられました。

そこで、お聞きします。今後の飛騨市のまちづくりは、交流と景観のこの2部門だけに絞って、民間主導で温故知新を取り入れて進められたらいかがでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、飛騨市のまちづくりは、とのご質問に順次お答えをいたします。

まず、まちづくり協議会5部会の進捗状況についてでございますけれども、まちづくり協議会については6月議会で答弁させていただきましたけれども、設立から2年を迎えるにあたり課題も明らかになってきたことから、今年度、まちづくり活動に造詣の深い専門家のアドバイスを受けながら4回の役員調整会議を開催しました。

その結果、本協議会は市の重要課題の一つ「交流人口拡大」をテーマに重点化し、共通の目標に向かって民間と行政が同じテーブルで智恵を絞り、役割分担しながら連携して取り組んでいくことでの合意をいたしました。現在、会議結果の細部について整理を行うとともに、各専門部会では「交流人口拡大」をテーマに活動を進めております。

5部会の進捗については、特産開発部会は本年度から積極的な活動を開始され、「交流人口拡大」に欠かせない特産品のブランド化に向けて、現在幅広く協議をしております。基本的には、商品の製造や販売は各々の事業者で行うものであり、本部会では個々の事業者のスキルアップを目指し、売れる商品の研究や異業種コラボ等による新商品の可能性を協議し、今後、事業を重点化して具現化していく予定です。

交流促進部会では、飛騨市の観光の現状とこれまでの部会活動の振り返りを行い、高山市、白川村の観光客の誘客や、外国人受入体制の充実等について、役割分担を明確に協力して進められるよう協議しているところです。レールマウンテンバイクをはじめ山歩きやブラッシュアップ事業は進んでいます。依然として市内宿泊者数の増加に結びついていないことや、増加している外国人観光客の受け入れ対応が充実していないことから、現在、部会では「じゃらん」宿泊者限定プランの商品造成や、外国人受け入れ体制の具体のアクション等を進めるべく協議を行っています。

景観形成部会については、「交流人口拡大」に欠かせない魅力ある景観形成に向けて、現在、一般市民も交えた勉強会を行っています。生活環境を維持しながらどうまちづくりを行っていくかを部会テーマに据え、現在、専門家を招聘した重要伝統的建造物群保存地区の勉強会を行っており、今後は、かつて市内で景観形成に尽力された有識者をゲストに招いた勉強会の開催や、景観に関する先進地の研修会等への参加も予定しております。

テーマを「交流人口拡大」に重点化するということから、人材育成部会と定住促進部会については、今後、協議会役員会において、再編が必要かも含めて部会のあり方について協議される予定です。

次に2点目、新しいまちづくりは温故知新を取り入れて民間主導で進めるべきということでございますけれども、まちづくりとは、これまでの人々の営みとその時代の人々の働きかけにより、守り引き継ぐものと、時に合わせて変えるもの、新たに築き上げるもの、それぞれのバランスが大切であり、これまでのまちづくりに尽力されたシニア世代の積極的な市民活動は、これからのまちづくりを進める上で大切な取り組みであると考えます。本協議会に限らず、民間主導で積極的にまちづくり活動を行われることは、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち飛騨市」の具現に向けて極めて重要なことであり、行政は活動をサポートし、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していきたいと考えております。

なお、まちづくり協議会の部会を交流促進部会、景観形成部会の2部門に絞ることにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、「交流人口拡大」にテーマを重点化することから、特産開発部会、交流促進部会、景観形成部会の3部門の活動を進めており、人材育成部会と定住促進部会については、今後、協議会役員会において、再編が必要かということも含め、部会のあり方について協議をされる予定でございます。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○5番（野村勝憲）

大変前向きな発言で、特に特産、交流、景観の3部門に絞って、これからまちづくりをするということですが、問題はもう2年たっているわけですから、一つの方向性をきちんと定めて、具体的に商品化含めて進めていただきたいと思います。

それではもう1点ですけれども、私は、これからのまちづくりというのはコンサルにお金をかけるのではなく、まず地域のアイデア、そして地域資源を生かす、地域住民のおもてなしの心に本気に応え考え、スピード感を持って進めていくことが一番肝要かと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えをさせていただきます。飛騨市の観光でございますが、例えば古川町の観光で申しますと、古川町の観光客のピークは平成9年でございます。平成5年に全国の内閣総理大臣賞を受賞いたしまして、それから古川の町並みの散策の方に大変多くの方に来ていただきましたが、平成9年をピークにだんだん減少に転じております。その間、NHKの「さくら」の放映があったということで一時的にボンと増えたわけでございますが、こうした不確定と言いますか、臨時的なものを取り除きますと、もう20年近くにわたりまして観光客が減少しているという現状でございます。これの最大の要因は何かと申しますと、古川の街なみ整備が全国に先駆けて行われたわけでございますが、この技術と言いますか、これらの手法が全国津々浦々に行き渡りまして、今いろんな都市に行きましても、本当にそれぞれの所で思い思いの街なみ整備が進められております。そうしますと今、飛騨市の観光でやらなければいけないことは、そこを脱却して、いかに観光客に来ていただき、しかもお金を使っただけのような仕組みづくりをどうするかということでございます。先ほど野村議員が、平和サミットとかというようなことのイベントを提案されましたが、確かにイベントをしますと一時期に人が集まるということは当然でございますが、むしろ必要なことは、ここにみえた方が満足してお帰りをいただくような環境整備を、もう一度再編しなければいけないということでございます。その中で、まちづくり協議会、先ほどから目に見えないというようなお話をされておりますが、古川の町並み景観とかまちづくりというものも、10年近くの年月をかけて初めて完成をしております。はじめは一つ一つ語り合っ、自分たちが住んでいる所をどうするかというような議論から始めたわけでございます。まちづくり協議会もそうした中で、もう一度古川の町というものをどういうふうにするべきだとか、飛騨市の観光をどうすべきかということで原点に戻っているわけでございます。その中で、自分たちの力がないところ、自分たちの知恵がないところにつきましては、コンサルの意見を聞いて考えているわけでございますが、コンサルの言っていることを真に受けて、そのことだけの計画書を作っているわけではなくて、あくまで知恵をお借りし、自分たちの手法のところで行き当たらないことについては、勉強をさせていただきながら一緒に進めるという方向で進めていますので、野村議員がご指摘のとおりのことと進めているというふうにご認識をいたしております。

○5番（野村勝憲）

この地は、美ら地球^{ちゅうらぼし}さんはじめIターンをしてきていらっしゃる方もいらっしゃるわけですから、そういう新しい血も入れているんな活発な議論を重ねて、そして新しいまちづくりに挑戦をしていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、私は今回大変重要な課題、いわゆるコインの裏と表の課題を今回お話しているわけですが、一つは産廃問題、数河の振興策、そしてまちづくりと、これは全て共通しているわけです。したがって、この重要課題をぜひ一日も早く解決する。そのためには、物事にはタイミングが必要なのです。タイミングを逸すと。昔は、時は金なりと言いましたけれども、今はタイミング イズ マネーの時代なのです。したがって、タイミングと、もっとスピード感を持って事に当たっていただきたいと、そういうお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔5番 野村勝憲 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時53分 再開 午前10時54分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に17番、籠山恵美子君。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

おはようございます。お許しをいただきましたので、2点伺いたいと思います。まず、はじめに財産管理の運用基準について、市長にお尋ねいたします。

この飛騨市は、これまで未調整だったさまざまな財産の運用について、今、統一化を図ろうとしております。この3月には、行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収事務取扱要綱、こういうものが作られました。光熱費の算定、建物の使用料減免の区分や根拠、減免割合などが明確に打ち出されました。これはこれで結構なことだと思います。

ですけれども、その後、一方の当事者であります市民の間では混乱が起きています。私のもとへも数件の苦情や相談が舞い込みました。「とても払えない高額の使用料を市から要求されて困っている」あるいは「急に土地を売ってくれと市の職員が言ってきた。断ったら強制収用されるのか」などがあります。そして、いずれも判を押したように職員は、「議会が議決したので」という決め台詞を付けての交渉のようです。

今まで使用料など払ったことのない団体、光熱費の請求だけだったのが高額な使用料を請求される団体、当然困惑されるでしょう。何よりも、「本当に議会が決めてしまったのか」あるいは、「市民の代表として議会に出ているはずなのに、急にこんなひどいことを決めてしまうのか」と、市民の怒りの矛先は、私たち議員にも向けられています。

先の定例議会と、そして市当局も何やらぎくしゃくしておりまして、絡んだ糸くずがいまだにほどけないという状態であります。市民から負託されている議員も市長も、とにかく市民を混乱させることは絶対にやってはなりません。このような事態になってしまった最大の原因は、財産管理の運用基準のこれからについて、議会ですっきりと議論をしないまま、市が見切り発車をしてしまっているということです。

条例や要綱が整った、では、その基準で調整した場合、どういふ変化が起きるのか。その試算を議会にきちんと説明して、議論を尽くすべきです。そこを省略してしまって、「議会が議決したから」と、市民に大変な負担をお願いする大事なことを一方的に交渉しているようですが、これではまるでけんかを売っているような市当局の態度であります。いかがなものでしょうか。

私は、このことは議会制民主主義の根幹にかかわる、大変な大事なことが起きていると認識しています。ですから、納税者であり主権者である市民に挑戦するような、こういう市の姿勢は、本末転倒ではないかと思っています。

私たちが3月議会で議決した一般会計予算に対する附帯決議は、この財産管理の運用に関する予算の伴う内容でありますけれども、決議というのは議員サイドの意思表示を明確にするものでありまして、市当局への強制力はありません。さらに、この議決に対して首長に異議があれば、再議権という拒否権を使って、堂々と10日以内に議会にかけ直すこともできたのであります。法律は、そこまできちんと双方に保障しています。

それができなかったとしても、新たな運用基準でどう見直すかの裁量は市長が握っているのですから、堂々と試案を議会に提示して議論を尽くすべきです。

市当局は、早急に財産運用の具体的な試算データ、例えば、施設の使用料は新たな基準で試算すればこれこれになる、というような具体的な数字。そして、減免の実態と今後減免がどうなるのか、その方針を議会に提出し、その上で市当局の考えを議会に説明し、民主的な議論を尽くして結論を出すべきです。市長、いかがなお考えでしょうか伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは籠山議員のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。質問の内容が多義にわたっていますので、整理をしてお答えをさせていただきます。

最初に市が保有している土地や建物、また市がお借りしている土地などの取り扱いについて説明をさせていただきます。これらは議員ご指摘のとおり、合併に際して運用を統一するよう調整すべきでありましたが、この10年間、それがなされず、地域間や個人間において不均一で、不公平な状態が続いておりました。

そもそも、このような事態となった原因は合併調整にあります。合併調整では、合併による負の部分である調整困難な項目が先送りをされております。そしてその多くが「新市において統一する」ではなく、「新市において調整する」という文言となっており、合併後の方針さえ明記されませんでした。象徴的な調整が税の不均一課税であります。固定資産税は、評価額に一定の税率を掛けて算出しますが、税率が町村間で異なっていました。合併調整ではこの税率さえ統一されませんでした。不均一課税はその後は是正されましたが、合併時には同じ市民でありながら、税金の算定に差があったわけでございます。そのため、「料」と呼ばれておりますような使用料などのうち、市民の合意を得ることが困難な事項は先送りされました。財政計画も同様でございます。本来は、財政支援が完全なくなる16年後の財政を見据えて10年間の財政計画を樹立しなければならなかったのですが、財政支援がある10年間だけの財政計画となっております。このことは、後の市長選挙の主要な争点となったことはご承知のとおりであります。

市長は、就任以来、これまでこのような調整困難な項目の解消に向けて積極的に取り組んでまいりました。今回の見直しは、その一つであります。このことは、議会と同じ考えであると理解をいたしておりますが、議会と考えを異にしていたのは、開始の時期であります。説明が長くなり、またすでに決定されたことであるので理由は割愛させていただきますが、議会の附帯決議がなければ、今年度中にこの作業を始めることはありませんでした。

次に、議会の意義についてお答えをさせていただきます。

3月定例会における、平成26年度一般会計予算に対する附帯決議は、地方自治法第99条の規定に基づく意見書であると認識をしております。したがって議員指摘のとおり、市が回答その他積極的行為をする効力、法的拘束力はないと理解をしています。

しかしながら、議会決議は、市民代表の議決機関の意思であることから尊重しなければならないことは当然であります。議会事務局に置いてあります書籍、地方議会研究所編集の「議会運営の実際」という書籍の中にも、「意見書は議会の意思決定であることから、市長は議会がこのような考えを持っていることを知り、それを尊重する必要がある。市長が意見書の内容に反する施策を行うことは、議会と対立する覚悟が必要である。一機関の意思とはいえ住民代表の議決機関の意思であること、市長と議会は同じ地域を母体とするため両者の考えに大差がないことなどから、市長も意見書を政治的に無視することはできない」と述べてあります。こうしたことから、決議を尊重し、前倒しで今年度から作業を開始したところであります。

次に、決議の効果についてお答えをさせていただきます。

附帯決議を議会が採択したことは、このことに対する議会の審議が終了し、議会の意思が決定したことを意味します。補足的に7月31日に開催されました全員協議会において、議長の要請を受けまして、議員全員に、条例や要綱等を提示して説明させていただきました。したがって、現段階では議会の審議をお願いする予定はありません。

次に再議について説明をさせていただきます。

地方自治法第176条が規定する、長が再議に付することができる議会の議決は、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決、並びに議決又は選挙が市長の権限を越え、又は法令若しくは会議規則に違反する場合に限定されていることから、法的拘束力を持たない地方自治法第99条の規定に基づく意見書は対象とならないと捉えております。

最後に、議会と市の関係についてお答えをさせていただきます。

議員は市の姿勢について批判されましたが、市は採決に加わらない議長を除く全会一致の議会の意思を尊重し事務を進めているにもかかわらず、議員の方から批判が出ることにつきましては疑問を持っております。先ほども述べましたとおり、このことについて議会の審議は終了し、議会の意思は決定をしたわけでございます。

決議を受けて、市長も意思決定をしたことでもありますので、これからも事務を進めてまいります。関係者への説明等につきまして、議員の方々のご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔副市長 白川修平 着席〕

○17番（籠山恵美子）

なかなか私の質問の内容とかみ合わないのですけれども、細かい法令上の言葉遊びをするつもりはありませんので、基本的に今大変疑問に思いましたのは……。まずこれは、決議は意見書と同じなので尊重するのは当然だ、という見解が飛騨市の市当局の見解であるならば、これは大歓迎です。議会が何を言おうと、そんなことは聞く耳を持たないというような当局では困りますので、それは有り難いです。ですが、議決したものは意思決定であるので、もうそれは説明する必要はない、予定はないということは、大変疑問です。

例えば、決議というものは方向を示したわけです。もちろん決議案、当然読まれていると思いますけれども、「管理する全ての財産について再点検を行い、今後の活用方針を明らかにすること」このように決議で述べています。具体的に料金をどうこうしろ、あるいは減免していたものを外せというような具体的な決議は何もあげておりません。そういうことで言いますと、決議をあげたその方針は尊重する、議会の方向性は尊重するということであるならば、その先に来る具体的な作業というのは、やはり議会に報告がなければ議会は検討しようがありません。

市長に伺います。どんな公共事業でもそうですけれども、特に大きな公共事業などは、まず基本構想というものを作りますね。それを議会に説明します。それで、こういう方向でいいんじゃないかと、議会が承認をしたとします。そうすると、次には実施計画が

来ます。具体的にその構想をどういうふうに具現化するか、実施するかには当たっては、やはりその計画書を議会にあげます。それで議会で議論します。具体的に建物を建てますだけでは、分かりませんよ。その建物がどういう床面を持ち、どういう壁を持ち、どういうキャパがあり、そういうことも全て実施計画の中に入っているわけですから、それを示さなければ議論ができません。今、そのところが抜けてしまっているのです、この問題は。ですから、その具体的なデータを出して議会で議論をさせていただきますという、ただ単純な質問なのです。市長、どうお考えですか。

△市長（井上久則）

籠山議員の言われることはよく分かる話でございますけれども、議会がこういった附帯決議をしたことによる、その前提が、私たちの受け止めは、これをやればいろんな問題が多分出てくるだろうということにつきましては、議会の中で議論されて、その結論として附帯決議がされたものというふうに受け止めております。それで、議会の中でこれをやれば、いろんな問題があるということであれば、その附帯決議をされる前に職員を呼んで、こういった問題をどうだということを確認をされて、それがあつていろんなことが分かった上の附帯決議であるというふうなことが望ましいのではないかと思いますし、私たちはそういった議会の中で議論されたものを受け取ったというふうにとっておりますので、このことにつきましては、私たちも不均一、不公平性があるものにつきましては、早く調整をしなければならぬと思っていた矢先でございますので、粛々と進めるように指示をしたところでございます。

○17番（籠山恵美子）

ここにはお互いのきちんとした議論というか、意見の交換がないのです。議会では決議を出すのであれば当然その中身を、問題をきちんと議論して分かっているはずなんだろうと。だからあなたたち分かっているのだから、こんな料金が高くなることだって想定しているんだろうけれども、だけでも決議をあげたのだから私たちはやるんですよ、そういう姿勢なのですか。

□副市長（白川修平）

かつて籠山議員は、西庁舎の建物、最初は議会棟を造るということで事業計画が進んでいました。このことに対しまして反対の発議をされまして提案をされていますが、当時、私の記憶では、委員会付託になって、そして委員会の中で議論されたものを本会議に持ち上げて採決をされたというふうに認識をいたしております。本来、委員会付託するのか、本会議場で採決するのかということは別でございますが、議会がなした決議というものは、当然議会がされたことでございますので、もう一度原点に戻って、そんなことふりだしに戻して元の議論にするということに戻せということにつきましては、これは議会制度からいってもおかしいことだというふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

こういうやり取りの中には、執行部の考え方には市民目線というのはありませんよ。

市民の立場に立って考えていないですよ。多少手違いはあるかもしれませんが。あつたと私も認識しています。ですから、この間の全員協議会では、私も厳しい意見をほかの議員に言いました。ですけれども、それはそれで実際に副市長も前回の議会の高原議員の答弁のときに、この調整をこのままやったら大変混乱すると認めていますよね。つまり、このまま運営基準のまま、全部を減免なしに使用料あるいは土地の価格全部を、それを提示したら大変な混乱が起きることは分かっているのですから。議会と、全協でも何でもいいですよ、意見交換をしながら次に進むということができるはずですよ。それが議会制民主主義なんですよ。主権者は市民なんですよ。多少手違いはあっても、こんなことをそのまま進めたら市民は大変混乱するだろう、困るのは市民だろう、そういう目線がないからこういう事態になってしまうのです。

私は、議会だって完璧ではありませんから、ですから議会が拙速にやってしまったことについては、これから議会でやはりいろいろと協議をして、反省をしていかなければならないかもしれませんが、やはり市民の立場に立って、どういう形で進んでいくのが一番いいのか、市民が混乱しないのか、そのことに立って、やはり済んでしまっただけで行きがかり上のは横に置いて、やはりきちんと議論をすべきだと思うのです。いかがですか。それでもそういうデータを出して、議会で議論をさせてくれないということですか。市民に内緒にして進めるということになるのですよ、議会にそういう具体的なデータを出さないということは。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

籠山議員の考え方はそういった考え方に立つかもしれませんが、私たちのほうでは市民目線に立って、一方ではしっかり取っている、一方では減免して取っていない。こういった現状が調べますとたくさんあるわけです。それが不公平で、市民目線に立てば、公平な目で見てやるべきだというふうに判断をしているところでございます。個々の話につきましては、個人情報に関係もあって公にはできませんけれども、やはり不公平感を解消するためにしっかりとした基準のもとで、しっかり取るものは取る、減免するものは減免するという基準に立って今進めているわけでございます。既にどんどん進んでおりますので、これをまた元に戻してどうのこうのということは、今副市長が言ったように今進んでおりますので、このまま進めていきたいというふうに思っておりますけれども、あくまでも相手があることでございますので、相手と交渉しながら、しっかりとした公平な運用ができるように進めていきたいというふうに思っているところでございます。

□副市長（白川修平）

私の前回の答弁につきましてと言いますか、そのことにも触れられましたので説明をさせていただきますが、私は、混乱するということは十分予測されているということは

申し上げましたが、今やっていることが無理からぬことを進めているということは認識をしていません。ただ今、市長が答弁で申し上げましたように、同じ市民のような立場でありながら片方はただであるとか、安く借りられる、また、高く市が借りている。片方の方については、安い基準で借りているという、こういうその不公平感を是正するということが当然のことであるけれども、このことを市民にお話しすれば、いろんな意見が出てくる、混乱するということは十分に予測されたことなので、申し上げたことは、そのことも認識の上で議決をされたのではないですかということを確認しただけのことであって、現在進めていることは議会が議決されたから理不尽なことを無理やりやっているというような、決してそういうことでは、ということの趣旨で発言したつもりではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○17番（籠山恵美子）

冒頭に申し上げたこの要綱ができたのは、これはこれで大変良かったと思うのですよ。その要綱に、きちんとそういう減免をするときの理由、そういうものがきちんと書かれてありまして、それにランク付けして当てはめていくわけですからね。ですが、今、時間もなくなりますが、市長の答弁でちょっと気になりましたので意見を言いますけれども、個人情報もあるので出さないというような発言がありましたけれども、個人ではないですね、行政財産、あるいはこういう市の建物を貸したりするときに、公益団体に貸すんですよね。一般の個人には貸さないです。この間、副市長は、例えば医師会に貸しているけれども減免だとおっしゃいましたね。医師会は公益的なことをやってもらっているから減免だ。私、これまで何度も医師会の事務所に電話をかけたことがあるのです。TPPの問題、これは医師会はどう考えているのかとか、予防接種のことでいろいろ混乱が起きたときにもかけました。電話に出たことないですよ。使われているのだろうかといつも思っていました。ですが、今回このような問題が起きるまでは何か事情があるのだろうと、お医者さんもお忙しいし、そういう医師会の事務局に事務員を置くほど、あれもいろんな事情があるのだろうと思っていましたけれども、そういうことの精査も本当にどうなっているのか、それをやはり市民に審査させてくださいよ、市民の目線で。それをやらずにどんどん進んでいくので市民は混乱するし、何で議会がこんなひどいことを決めたんだと言うわけですよ。私は、とにかく強制しないでもらいたいと思っています。土地を貸している方が、市有財産ですからね。議会で議決したので売ってくれないかと、半ば議会の議決を隠れ蓑にして強制的に言っていくようなことは許されません。絶対に強制しないと約束してもらえますか。

△市長（井上久則）

解釈がちょっとおかしいところがございますが、市が借りていて、そしてこれからもずっと借りなければならないものについては買って市のものにしたい。そして、借りているものについては、当然不要なものは返したい。そして今の個人情報の話がございましたけれども、グラウンドの例えば農地を借りている所もございますし、道路の拡幅

のために売っていただけずに借りている所もあるわけでございます。いろんなものが全て重なってきておりますので、あくまでも相手が会社とかいろんな法人とか、そういったグループばかりではないということでございます。そういったことでございますので、私は、議会の附帯決議が無謀な附帯決議だというふうには思っておりません。それに基づいて、当然やらなければならないものをやれと言われていたというふうには受け止めておりますので、それにのっとなって、これからやはり公平な市政運営をするために早く動いたことは確かでございますけれども、そういった思いの中で今進めているということでございますので、この辺はご理解をいただきたいというふうには思っております。

○17番（籠山恵美子）

とにかく今の状態ではなかなか混乱は解決できないだろうと思っておりますので、これからも慎重にやっていただきたいと思っております。次に移ります。

市民の生活安定のための施策について、市長に伺います。消費税増税8%、来年は10%だということが法令上は決まっておりますので、それを施行するかどうか今大変きゅうきゅうとしております。燃料の高騰、来年度からの軽自動車税などの引上げなどで、飛驒市民の生活は大変不安定な状況です。今こそきちんと財政の中身を見直して、年金は少ないけれども、給料も少ないけれども、ここなら安心して暮らせると、そういう生活を保障していただきたい、そう思います。

そのためには、やはり市民の懐を温めるためには、市民のこういう税負担をなるべく軽くしてやることなのです。私は、これは理解してもらえぬまで口酸っぱく言おうと思っておりますけれども、市民の負担を減らすということも大事な行政の仕事なのです。以下の問題について、これまで何度も他の議員からも議論されてきたことですので、以下の問題を今こそ具体化して、市民の皆さんの家計を温め安心して暮らせる、そんな飛驒市政を実現していただきたいと思っております。

まず一つ目に、高校生の通学費の補助です。これは、県の補助制度は大変不十分なものですので、県へも通学費のみの補助制度に支援してもらおうよう、県にも求めながらお願いしたいと思います。今、飛驒市内の高校生の通学費用は大変なものです。例えば、高山高校それから吉城高校、斐太高校いろいろありますけれども、最高で例えば神岡の高校生が高山方面の高校に通おうとすると、学割がきいて1年間でバス通学の費用が23万2,750円です。学割がきいてです。ちょっと手前の斐太高校でも、神岡から通う子は年間22万8,000円かかります。古川の駅前からでも5万7,000円です。もちろん今度は逆に、飛驒市の子供たちが神岡の高校へ通おうとしたときに、古川の高校生は年間21万1,850円、こういう通学費を払うのです。

民主党政権から自民政権に変わって、公立校高校の授業料、これが復活してしまいました。そして今、消費税増税でさまざまな税負担が上がり、物価も上がり、本当に大変なことだと思います。こういうときに飛驒市として、例えば高校生の海外研修、これに飛驒市は補助しております。大変良いことだと思います。ですが、そういうとこ

ろよりも、それ以前に学校に通う通学費が大変だというのは切実な問題です。これにぜひ飛騨市の補助をお願いしたいと思います。下呂市にはすでに平成20年から補助制度がありまして、市内の高校に通う生徒への通学費補助、それから市外へ通う高校生への交通費補助、そういう補助制度が整備されています。本当にうらやましいと思います。ぜひ、このことをお願いしたいと思います。

二つ目には、福祉灯油券です。これの復活をぜひともお願いしたいと思います。寒冷地加算というのは、飛騨市は寒冷地の区分が4級ですけれども、もう飛騨市の場合は大変な寒冷地で山間地でもありますので、これを何とか見直してもらって何とか3級に格上げしてもらおうとか、あるいは加算の係数を上げてもらう、こういうことも行政として県や国にあげていく大事なことだと思います。福祉灯油、今年度はこれまで過去最高に今なっていると思います。今年9月8日時点で岐阜県の灯油は、18リットルの1缶1,932円です。昨年、同じ9月のこの時期の灯油は1,814円です。昨年から今年ですでに118円も値上がりしています。この冬、昨年は本当に冷え込んでマイナスの日々が続きましたけれども、零下の日々が続きました。この冬は大変だと思います。ぜひ、高齢者も安心して暮らせるように、この福祉灯油券の復活をお願いしたいと思います。

平成19年、20年、約1,500万円ほどの予算でやりました。このときには国の支援も入ったわけですがけれども、それが入らなくても、ぜひ飛騨市独自の施策としてお願いしたいと思います。

次に国保料です。これも私はこれまでずっと言ってきました。国民健康保険料、飛騨市は県下一低いということでもいつも断ち切れになっていますけれども、飛騨市の市民の国保加入者の所得が低いのです。これは本当に大変なものです。

先日、データを出してもらいました。加入者6,750名いらっしゃいます。この加入者の平均年所得73万4,150円ですよ。ほとんど年金暮らしの方が多いです。こういう低い加入者の所得の中から、大変な国保料が引かれるわけです。年間一人当たりの調定額が7万5,216円です。岐阜県下では低くても、飛騨市の市民にとってみると、国保加入者にとってみると大変な額です。

そして、この国保の各加入者の所得に占める保険料の負担割合というのは、皆さん公務員の共済保険ですか、要するに被用者保険ですね。雇われている方の保険、これの保険料の割合は4%から5%です。ところが、国保の負担割合は10%を超えています。中には20%という人もいます。所得が低いのに、取られる割合が高い。本当に大変なことだと思います。特に資産割などは、土地を持っているというだけで保険料の料率に影響してくる。これは、自治体によっては資産割をゼロにしている自治体も少なくありません。それは実態に合わせてそういうふうに改善されてきているのです。そういう中身を細かく調査して調整していけば、本当に困っている所得の低い国保加入者に2割、5割、7割の軽減だけではないです、加入者全体の保険料を下げやって、そして安心して払ってもらい、収納率も上げる、そういうことができるわけです。ここに思い切っ

て取り組んでいただきたいと思います。

そして、介護保険料もそうです。これも準備基金を取り崩して、この3年間の保険料を次の3年間に向けて、もっと引き下げることができるはずですが。飛騨市の介護準備基金、1億円超えていますね。この介護準備基金の使い方、これはため込むために作られている基金ではありません。

ところが、飛騨市はため込んでいます。途中で取り崩しておりますけれども、結果的に1億数千万円たまっています。これは年度間に多大な、要するに出費があったときに、それを借りずにやれるようにこれを補填する。だから3年間なら3年間の間に余ったら、それは還元しなさいと。厚労省もそういう要請を各自治体に通達していますよね。そういう質のものなのです。他の基金とは全く性質が違うのです。準備基金を取り崩して、介護保険料をもっと引き下げてください。「介護保険料、高いもん」という声をお年寄りからよく聞かれます。ぜひ、お願いしたいと思います。

それから、5つ目にはへき地への買い物支援策です。これも議会でもいろいろ議論されてきました。飛騨市にもそれなりの業者がそうやってくれた場合に、250万ほどですか上限で、支援策の制度を作っておりますけれども、なかなか良い話は聞こえてきません。何が問題なのでしょう。その辺りをどのように調査しておられるのかも含めながら、ぜひ買い物支援に取り組んでいただきたいと思います。

そして、こういうものを実現させるためには、やはり市当局自らがもっと財政の見通しにメスを入れてほしい、こう思います。大変ぬるいと思います。井上市長が最初市長に当選されたときに、乾いたタオルをさらに絞る、こういう意気込みで行政に携わるということを表明されました。まだまだ乾いてもいません。逆にどんどんどん基金がたまり込んでいて、乾いたタオルが随分水分を含んでいるような気がします。このことについて、ぜひ行政自らが今ある市の財政で少しでもお金を浮かす、そのことに力を入れてほしい。

そのためには6番目、グランドルール、これは話すと長いのですが、要するに水洗化によって仕事なくなる、そういう岐環協の業者に代わりの業務を支援しましょうということで作られたルールです。合特法という法律ですが、これが10年で見直すということになってはいますが、平成7、8年ころにできたこのグランドルール、10年たっても、20年たっても全然変わっていません。怖いものに、腫れ物に触るような感じで全く改正されておられません。

先日、私も岐阜県に行って、このことでいろいろ県と交渉してまいりまして、とにかく市町村が業者と直接交渉して、このグランドルールを見直して、協定を見直して、これからは例えば随意契約ではなくて、競争入札でやりますと。そういうふうにするのもできるわけです。そういうふうに見直せば、もっとお金を作り出せることが、財源を作ることができると思います。

そして今、飛騨市は公共施設の下水道のつなぎ込み、接続、これが随分大きな施設で

19件、市内に19件まだ接続されておられません。神岡に多いのですが、神岡はこれから今も進捗の途中でしょうからちょっとあれですが、古川の中でも光明苑、和光園、すぱ〜ふる、交流ターミナル季古里、ゆうわ〜くはうす、友雪館、これらがいまだに接続されておられません。市民には水洗化しろ、接続しろと言いますよね。法律でも3年以内に接続しなさいとっています。何年たっていますか。なぜ、これがつなぎ込みできないのですか。これをきちんとやれば、だいぶん浄化槽の清掃などに岐環協のそういう業者にやっている委託料、浮くと思いますよ。

例えば、山口市で試算したところ、9つの施設の公共施設未接続の浄化槽を公共下水道に接続したら、5、6百万円、1年で。それだけでも浮くそうです。そういう試算が出たそうです。これ、10年間やっていけば5、6千万円ですよ。そのお金があつたら、今私が言ったこの福祉施策をどんどんやったって、おつりが来ますよ。本当に微々たるものですから、全体から言えば、です。この辺りお願いしたいと思います。グランドルールの見直しで。

それから基金。全体では、飛騨市は28基金、133億円あります。これ全部を何とかしろと言っているのではありません。私もざっと見まして、この基金これだけ必要かなというものを9つのほど挙げまして、それを例えば3分の1減らす、あるいは半分にするだけで数十億円原資ができます。地方自治の本旨を実現するための原資がすぐ生まれるのです。こういうことをやらずに、乾いたタオルをさらに絞るという手はないだろうと思うのです。この辺の、もう待たなしの状況です。先ほどの野村議員の質問には何かと言うと、いろいろな課題があります、懸念材料がございます、と言ってただ議論しているだけで、本当に踏み込まないのですよ。足踏みしている状態です。今、市民生活はそんな状態ではないですよ。今思い切ってやらなければ、来年度から消費税10%になったら大変つぶれる業者も出てくるでしょうし、市民生活も本当に大変なことになると思います。市長の意気込みを伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。2番目の市民の生活安定のための施策について。まず1点目、高校生の通学費補助および7点目の市の基金の抜本的見直しで財源を作る、この2点について私のほうからお答えさせていただきますのでお願いいたします。

最初に高校生の通学費補助の件でございますけれども、お答えさせていただきます。飛騨市内中学生の卒業後の進路先は過去3年間の状況では、高校への進学率が97%を超えております。また、現在市内の2つの高校に通学してみえます生徒は約350名で、高校に進学した者の約47%、飛騨区域の高校に通学してみえる生徒は約330名で、高校に進学した者の約45%程度を占めております。

先ほど議員からございましたように、自宅からの通学可能な高校生のほとんどは、JR、民間路線バス等の公共交通機関を利用し通学してみえます。JRの一年間利用定期では、古川から高山間で約6万円、古川から飛騨萩原間で約14万円、杉原から高山間で約12万円、民間の路線バス利用では、神岡から古川間で年間でございますけれども約20万円、神岡から高山間で約23万円となっております。生徒は、将来の進路希望に基づいて高校を選択していますが、保護者の方にとっては、通学費も進路選択基準の1つではないかということとは十分に承知しているところでございます。

県内自治体の補助事業等の状況では、高校生通学バス補助制度により、民間の路線バスとコミュニティバス利用の格差について補助がされている市もあります。また、他市においては、高校の再編、統合によりまして通学距離が延びたことから、バスの一部補助を補助するという事で「高校バス通学補助金」が整備されています。償還が生じますが、「育英資金貸付基金」による修学、通学者への支援制度が整備されている自治体もあり、それぞれの自治体が地域事情などを考慮された施策があると判断しております。

ご承知のとおり当市には、普通科、理数科を持つ高等学校、総合学科を持つ高等学校の2校があります。各高等学校では、「地域にとってなくては成らない学校づくり」、「地域から信頼され愛される学校づくり」など、学校の魅力化向上に向けた取り組みが進められており、全国大会で活躍する部活動などを含め、実践の評価が現れつつあります。中学校までの義務教育とは違い、高校への進学は、生徒の進路希望と保護者の同意や判断によって選択されるものであると考えております。市内に2つの高校がある現状を踏まえたと、通学費の補助について現段階での対応は難しいと判断しております。

市には、能力があるにも関わらず経済的理由等により修学が困難であると認めた方への支援として、育英基金の貸付制度が設けられております。県についても貸付型ではありますけれども、岐阜県選奨生奨学金として通学費が設けられておりますので、この制度を活用していただきますよう周知を図っていきたいと考えております。

今後につきましては、高校の進学状況および遠距離通学の生徒数の状況を把握し、併せて他の自治体の補助制度、貸付制度などの情報を集めまして、少子化対策の課題として支援内容を検討していきたいと考えております。

7点目、市の基金の抜本的見直しについてお答えさせていただきます。抜本的見直しとのことですが、^{げんき}現有基金の統合再編の運用方法の見直しを想定したものとしてお答えさせていただきます。

まず、基金には積立基金と運用基金がありますけれども、運用基金は育英基金のように貸付運用を目的とするものであり、事業財源としての取り崩しを想定していないことから、ここでは議論の対象から外させていただきます。

積立基金についてですけれども、平成25年度末における一般会計の積立基金は16基金、残高は約106億円あります。内訳は、財政調整基金が58億円、減債基金が1億6,000万円、特定目的金が14基金で46億円となっております。

特定の事業に充てる財源といたしましては第一に特定目的基金となりますが、各々の基金に定められた目的分野には、近い将来に多額の資金が必要と見込まれる事業があります。

基金残高の多いものから順に申し上げますと、合併基金は、長期財政見通しの中でお示ししているとおり、公共施設整備などのハード事業の財源として毎年度約1億5,000万円程度の取り崩しを計画しており、今後10年程度でなくなるものと見込んでおります。

鉄道資産整理基金は、鉄道資産の整理経費に充てるためのものです。現在、レールマウンテンバイクとしての廃線跡地の利用計画がなされており、地域活性化に向けた取り組みとして大きく期待を寄せているところですが、将来のどこかの時点では資産の撤去処分が求められ、その撤去費用は基金残高を大きく上回るものと見込まれております。

福祉事業基金は、今回の補正予算にも計上しております山田地域福祉センターの施設修繕など、地域福祉の充実を図る事業として部分的に取り崩しを行っておりますが、福祉サービスの提供には多額の費用を要することから、障害福祉サービスの見直しなど国の大きな政策転換があった場合に備え、従来のサービス水準を低下させないよう財源調整を図れるだけの規模を保持しなければならないと考えております。

文化施設基金やふるさと創生事業基金にあつては、文化交流、観光施設などの施設更新が目前に迫っており、確実な財源確保を図る必要があります。

このように、それぞれの基金には明確な目的を持って設置されていることでもあり、近年の取り崩し実績がないものであつたとしましても、これらを弾力的に統合再編すべきではないと考えております。

また、施設整備などの大幅な資金を要する事態に備え保有するものであり、例えば金銭的負担の小さい事業であっても、経常的な行政サービスのために継続的に取り崩し、運用を図ることはなじまないものと考えております。

次に、財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整することを目的とする基金であり、中長期的な財政状況を見据えた運用が求められるものであります。

先の平成25年第4回定例会において答弁させていただきましたが、今後、地方交付税はリーマン・ショック後に設けられた特別枠の削減や、平成25年度には17億8,000万円あつた合併による加算額の縮減が進むことから、大幅な歳入減が予想されております。

一方、国では、支所経費の加算など合併市町村に特有の財政事情を地方交付税に反映していくよう見直しを行い、市では人口減少対策や地域活性化事業などによる将来の税収確保に向けた取り組みを鋭意進めているところではありますが、合併特例期間終了後の市財政は依然として不透明な状況にあり、長期財政見通しでは3年後の平成25年度（後に「29年度」と訂正）には収支逆転が生じるとの予測される中で、財政調整基金の取り崩しは慎重に慎重を重ねて判断する必要があると考えております。

議員は、基金の抜本の見直しにより、財源を確保することでの住民サービスの向上を図ることをご提案されておりますが、言うまでもなく住民サービスとは、世代間の不公平が生じないよう安定的に提供し続けられるものでなければなりません。単年度の財政黒字や基金の取り崩しを用いてサービス向上を図ることは可能ですが、目先の財源がある間だけの一時的なものであってはなりません。

多様な住民サービスに応じていくためには、今後新たなサービス提供を求められる場面もあろうかと思いますが、その導入に当たっては費用対効果や応分負担を充分に見定め、後年度に過度の負担を残さないよう適切な財源配分を図りながら、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくおねがいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは籠山議員ご質問の、市民の生活安定のための施策についての2点目から5点目までについてお答えいたします。はじめに、福祉灯油券の復活についてお答えいたします。

昨年の一般質問でもお答えいたしました。福祉灯油券交付につきましては、議員も述べられましたが、平成19年8月に1リットル当たり87.5円であった灯油価格が、平成20年8月に139.6円になり、原油価格が著しく高騰したことによる国の緊急対策、特別交付税措置であります。や県の支援により、緊急措置として高山市、下呂市と連携し実施いたしました。当時は、灯油価格が1リットル当たり30円から45円ほど急騰し、低所得者への生活に大きな影響があったからであります。

ここ1年半の灯油1リットル当たりの税込み価格の動向を見ますと、昨年6月の103円を底値とし、今年9月1日現在では115円となっており、ここ数年の原油価格の上昇、高止まりによる生活への影響は確かに実感いたしているものではございますが、灯油だけが値上がりしているわけではなく、特化した助成が適切かどうかという問題もあります。さらに今年は、所得の低い方に対しては、消費税率引き上げに伴う臨時福祉給付金も支給されることから、灯油券交付につきましては、今のところ考えてはおりません。

次に、3点目の国保料の引き下げのご質問についてお答えいたします。はじめに、飛騨市国保財政の現状についてご説明いたします。

平成20年度から平成23年度までは保険料の改定を行わず、それまでの剰余金にて年平均1億円の不足分を補填している状況にありました。そのため、平成24年度には約10%の保険料値上げを実施しましたが、それでも約3,000万円の不足となったところであります。これは、人口減少に伴う被保険者の減少と医療費の高騰によるもの

であります。平成25年度につきましては、若干の黒字に転じましたが、今後引き続き非常に厳しい財政運営が続くものと思っております。

さらに、医療費は先ほども言われましたが、県下21市の中では第20番目に高いということで、保険料につきましては一番安い料金を堅持しております。このような状況の中で、国保料の引き下げにつきましては現在検討しておりませんので、何とぞご理解いただきたいと存じます。

また、国保料における資産割の見直しの件であります。近年、都市部において見直しが進んでいることは承知しているところですが、国保制度の抜本的改革として、現在「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、国民健康保険の都道府県化の議論が進められております。しばらくその推移を見守りたいと思っております。

次に、4点目の介護保険料の引き下げについてお答えいたします。

介護保険料は、法制度上、介護の必要な市民が利用したサービス費用の9割について3年間の見込額を算定し、その額に第1号被保険者の保険料率21%を乗じ、所得段階別の被保険者数を勘案し算出することになっております。保険料算定の元になる3年間のサービス費用に、法定上充当してもよい財源があり、これにより保険料の軽減が図られることがあります。

法定上充当すべき財源として、議員がご指摘されました介護給付費準備基金があります。介護給付費の見込額を上回る保険給付があった場合に対応できる保険料相当額は基金に残しておき、基本的には、この基金を取り崩して充当財源とすることになります。現在、第6期介護保険事業計画の策定を行っておりますが、この基金を取り崩し、財源として見込んでいく予定でございます。

しかし、保険料は、基金を取り崩したとしましても、第1号被保険者の保険料率の改定が見込まれており、介護サービス利用が伸びていく状況の中で、来年度からの上昇は避けられないと考えております。

今回の制度改正によりまして、来年度からは非課税世帯について、消費税を財源とした公費による保険料軽減が行われることになっております。このように介護保険制度の枠組みの中で、次期保険料を算定していくこととなりますので、ご理解いただきたいと思っております。

最後に、へき地への買い物支援策について、高齢者福祉の立場からお答えをいたします。

買い物が不便な地域は、過疎地に限らず比較的市街地に近い地域でも発生しています。そして、買い物支援策としてよく言われるのが「身近な場所に店をつくる」、「家まで商品を届ける」、「家から出やすくする」の3つです。

「身近な場所に店をつくる」ことは一番理想的ですが、人口の少ない地域で、民間により新たな店舗が設置されることは期待できません。宮川町の打保ストアは、行政が補助を行い運営している極めて特殊なケースといえます。

「家まで商品を届ける」ことは一番現実的で、インターネット通販をはじめ、生協などもありますし、市内のスーパーや小売店でも手数料の有無はございますが、自宅に配達してくださる店も多いようです。

そして「家から出やすく」するためには、やはり交通手段の充実です。今般、市では公共交通の再編を行い、より利便性の高い交通システムを構築いたしました。来年10月には市民の皆様にご利用いただける予定となっております。

さて、先日、この重要課題について解決の糸口を見つけるために、組織を横断的に連携し多方面から検討する市内横断会議を開催いたしました。その中で、互いに市内の店舗が行うサービスの情報交換などを行い、行政の支援策として何が適当かを検討いたしました。その結果、コンビニエンスストアとの提携や移動販売の実施などいろいろな意見が出ましたが、買い物をする方は現物を見て買いたいという欲求がある方が多いということから、移動販売に注目が集まりました。移動販売は、3つの支援策の長所のある程度兼ね備えた手法であり、行政も支援しやすい方策だといえます。

また、行政の支援はもちろん大切ではありますが、買い物をしてきてあげる、連れて行ってあげるといった、地域内での共助の精神も大切だという意見も出ました。

現在県には、事業者を支援できるような適当な制度はございませんが、今後も国や県の動向をみながら、まずは大型量販店や個人商店も対象とした、移動販売事業に対する支援策を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

それでは、6点目のグランドルールについてお答えいたします。

平成8年度に合併前の町村ごとに締結した合理化協定は、現在、平成19年3月に結んだ同協定に基づく合理化事業計画見直し確認書による2期目の期間中にあります。

この協定による市の責務は、長年にわたり市の業務を代行している民間業者に対し、公共下水道の整備に伴う、し尿や浄化槽業務の減少分について代替業務を提供することです。

市は、代替業務の積算について、基本的に岐阜県が公開している電工の労務単価を使用しており、県下の他自治体と同様の対応をしているところでございます。

また、協定では10年単位の合理化事業計画を策定することになっておりますが、次期の対応については、県下の全市町村が加入している岐阜県廃棄物対策協議会において協議、検討しているところです。

当市としましては、「合併後も旧町村ごとの協定であること」と「業務減少量のとらえ方」等について課題があると考えております。

また、将来に向けては、一つ目に下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称合特法ごうとくほうといいますが、合特法に従った対応であること。二つ目に、廃棄物処理法上、生活環境に影響を及ぼさないよう適正処理を確保すること。三つ目に、市民生活に支障のないよう業務の安定化等を図ることなどが必要でございます。

したがいまして、こうした点を熟慮した上で、今後の環境変化に対応できるよう、県廃棄物対策協議会等の状況も見ながら適切に対処したいと考えております。

公共施設の合併浄化槽の下水道への接続状況につきましては、下水道事業整備区域内にある19施設が、未接続となっております。内訳としましては、古川町4施設、河合町2施設、神岡町13施設、宮川町については全て接続されております。

今後、公共施設の下水道への接続につきましては、施設の経過年数や劣化の状態、更新計画等を総合的に判断して、処理事業者、岐阜県環境整備事業協同組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

〔環境水道部長 柏木雅行 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

総務部長、小倉孝文君。

□総務部長（小倉孝文）

訂正をさせていただきます。最初に、第7点目の市の基金の抜本の見直しのところで、私のほうで長期財政見通しで「3年後の平成25年度」と言いましたけれども、「29年度」ということで訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

正午を過ぎましたが、このまま籠山議員の一般質問を続けさせていただきます。

○17番（籠山恵美子）

まず、ちょっと見込みのありそうなものだけ、答弁はいりませんので確認をしたいと思えます。

5番目の買い物支援の話ですけれども、県にはこういう補助制度はないということだったのですが、業者に直接支援する制度はないのですけれども、例えばそういうものを業者と一緒に地域の人がボランティアで、例えば「わしが車を出して、買い物の公民館までスーパーが来るから、そこまで乗付けてやるよ」というようなことについて、そのボランティア活動には最大350万円の、年間、補助制度が付くそうですから、それで車を買うこともできるということでした。今年度中は、10分の10県が出すということでした。だから、そういう地域の人の人パワーを活用して買い物支援策をやったときの県の補助はありますので、ぜひ研究していただきたいと思えます。

まず、一つ目です。再質問します。通学費の補助です。下呂市でできて、なぜ飛騨市ができないのかということです。補助が難しい、その理由を教えてください。お金がないのか、あるいは生徒の数が多すぎてそこまでやれないのか、何か理由があるはずですから、どのように検討して難しいという判断なのか教えてください。

二つ目の福祉灯油のことですけれども、やはり今本当に地域も生活も疲弊していますので、ただ単純に灯油がどのくらい上がったか下がったかだけでは論議できないですね、この福祉灯油券の補助制度は。

例えば、灯油の補助制度だけに特化していいのかと、前も部長同じ答弁をされましたけれども、ならばこれに代わる冬期間お年寄りが安心して生活できるための他の施策は検討されたのですか。他に何か良いものがあったら教えてください。

それから三つ目の国保は、そうですね、これはとても難しいのであれですが……これはまた後でやります。

四つ目の介護保険料ですけれども、部長はですね、市長にも伺いたいと思いますけれども、昨年8月21日に厚労省から出されていた準備基金の取り崩し要請文書というのは、読まれたことありますか。ありますね。その上での答弁だと、ちょっと勘違いされているのではないかと思うのですが。介護保険料は介護サービス事業の保険ですから、医療保険とはちょっと違うのです。ですから、来年もしかしたらインフルエンザがはやったときにどうするんだ、そのために準備しておくんだ、というのではないのですよ、これは。その年度に、どちらかという性質とすると学校給食の特別会計に似ていますよ。給食費を子供たちからもらう、年度末に余った、そうしたらそれを返しなさいと、そういう質のものなんです。ただ、学校給食の場合は、現金で返すのかあるいは特別メニューで、お楽しみメニューで全部使いきって新年度に向かうのか、この違いです。そういうことですので、ここをもう一度確認して、ちゃんとした答弁をもらいたいと思います。

それから……そうですね、基金のことですけれども、何と言うのでしょうか、私は、市民も毎日ハラハラドキドキしながら、どこの灯油が1円安い高い、ガソリンが1円高い、チラシを見てどこが何円安いと、本当にそうやって生活しているんです。だから、行政の皆さんもハラハラドキドキしながら財政を細かく見直して、それで運営してもらいたいと思うのです。その辺どうですか、市長。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

基金のことのほうですけれども、今ほど言われましたように長期財政見通しを立てながら、今現在どれだけのお金を使えるかということを実際にハラハラしながら検討を進めているのが現状でございますので、先ほど総務部長が答弁したとおりでございますので、いろんな基金があるわけでございますが、それぞれの目的を持った、そして29年度以降の赤字になったときの対応、こういったものをしっかりして子や孫にそういったツケを回さないようにしている最中でございますので、ご理解いただきたいと思います。

□副市長（白川修平）

最初の高校生の通学費の補助につきましてご説明申し上げます。現在、市では、公共交通機関の全面的な見直しに入っております。この中ではバス料金の見直しも当然含まれているわけでございます。

現在、市の中では無料のバスも走っており、またワンコインということでもどこまで乗って行っても100円というような状況のバスも走っていますし、また通常の乗り合いバスも走っています。具体的に申し上げますと、古川と神岡の間では巡回バスに乗れば100円で行けますし、乗り合いバスを使うと1,000円以上のお金を払わないと行けないというような状況になりますので、こうした全面的な見直しの中で、こうした通学定期のこと、高校生のこと等も含めて検討するつもりでございますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは灯油券のところのご質問の、他の施策を考えていたのか、ということについてお答えをいたします。

他の施策についてあらためて考えるということはありませんが、籠山議員もご存じのように飛騨市の高齢者福祉につきましては、このようなものを入れてさまざまな施策を実施しております。その施策をきちんと実施していくことも福祉の充実にはつながっているというふうに思いますし、本当に生活の中で困られた方、生活困窮として対応しなければいけない方は、情報さえ教えていただければ福祉課のほうで必ずその方の所にお邪魔をして対応をするという、そういう対応をしておりますので、新たな施策を、では代わったものを打ち出したかということについてはあれですが、今あることをきちんとやりながら本当に困ってみえる方に対して、きちんと丁寧に対応していくということでご理解いただければ有り難いというふうに思いますし、次に介護保険の関係につきましては、この3年間の介護保険をするのに、今おっしゃったように基金の取り崩しは当然予定をして向かっておりましたが、この給付費の中で介護保険の安定的な運用の中で、ある程度基金が残ってきていることはおっしゃるとおりです。

それをこの第5期の、今26年度が終わらなければ最終的な決算はもちろん分かりませんが、残ったものをこの5期で「では、全部取り崩す」のではなくて、第6期のほうで今計画を策定中の中で一応考えておりますのは、残すべき予算としては、一応6,000万から7,000万近くは残しておいて、あと残1億2,000万ほどは取り崩しをして保険料の上昇を少しでも抑えていけるようにはしておりますので、この基金の運用は5期のところで全部崩すということではなくて、6期につながって保険者の方にきちんと還元していけるようにというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

◎議長（菅沼明彦）

質問時間を超えましたので、籠山議員の一般質問を終了します。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時08分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

休憩を解き、会議を再開いたします。午後から9番、内海良郎君が欠席であります。

それでは一般質問を続けます。次に15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは早速質問に入ります。私は、3点について質問をいたします。第1点目は、先般改正されました介護保険法改正と、この結果による飛騨市への影響について質問をいたします。

政府は介護保険法の見直しの検討を進める中、今年3月までに市長会や議長会をはじめ、多くの団体が抗議や改正反対を訴えてまいりました。そして行動も起しました。飛騨市議会も給付の継続を求める意見書を提出したところでございます。

政府が検討する中で最も懸念されるのが、これまで要支援に介護予防給付で行ってきたサービスを介護予防給付から切り離して、市町村が実施する地域支援事業に移行することが検討されているからでありました。もしこのようになれば、地域支援事業は実施主体が市町村となり、地域の実情に応じて行うこととなるため、介護サービス内容は市町村の裁量に任されることとなります。

実施主体が市町村となることによって、財政およびサービス基盤が脆弱な自治体においては、介護サービスの低下と不均一化を招き、社会保障制度として公平性が維持できなくなります。介護保険法の立法の精神である、誰もがどこにいても平等の介護の提供を受けることができ、そしてそのために全員で、みんなで支え合う、こういう理念が損なわれてしまうわけであります。

そこで、4点について質問をいたします。1つは、この6月15日に介護保険法が改正されました。この改正で各団体が求めておりました要支援への保険給付の継続は、どう改正されたのか。それから、法改正による飛騨市の新たな負担は生じてくるのか。3つ目に、法改正により飛騨市が今後取り組まなければならない事業は何か。今、第5期

の最後ですが、第6期介護保険事業の策定に着手してみえるが、最も重要な事業は何か。以上、4点について質問いたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、山下議員ご質問の4点についてお答えいたします。はじめに、1点目であります介護保険法改正に際し、各団体が求めた要支援者の保険給付の継続について。

◎議長（菅沼明彦）

谷澤部長、ちょっと止めてください。（市内放送のため中断）再開してください。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは第1点目についてお答えいたします。

要支援者に対する保険給付について改正があり、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が予防給付から外れ、地域支援事業の新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ組み込まれることになりました。新制度への移行日は、平成29年度末を期限として市が決定できることになっており、介護保険事業計画や介護保険条例に移行期日を明記することになっています。

現在、予防給付で訪問介護や通所介護を利用されている方が、新制度への移行後もサービスが継続して利用できるよう、介護保険事業者や各種団体に事業委託をしていきたいと考えております。また、サービス単価も市が設定することになることから、現在の要支援の単価を上限において介護保険事業者がサービスを継続していただけるような単価設定をしたいと考えております。

今後、市としましては、必要なサービスを企画し、そのサービスを提供できる団体や事業者を確保し、各地域に新たに立ち上げていけるよう取り組んでいきたいと考えています。

2点目の介護保険法改正による飛騨市の新たな負担についてお答えいたします。

現行の地域支援事業における事業費は、介護予防事業については、介護給付費見込額の2%、そして包括支援事業と任意事業については、同じく介護保険介護給付費見込額の2%をそれぞれ上限とし、この地域支援事業全体では介護給付費見込額の3%という上限設定があります。新制度では、この要支援1、2の方の訪問介護と通所介護が地域支援事業へ移行することから、移行分の給付費を補正して上限設定される予定になっておりますが、まだ示されてはおりません。

なお、市の負担率につきましては、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」におきましても給付費の12.5%であり変更はなく、新たな負担はありません。

次に、3点目の介護保険法改正により飛騨市が今後取り組まなければならないことは何かと、4点目の第6期介護保険事業計画の策定で最も重要な事業は何かについては、

関連がございますので一括して回答させていただきます。

今回の介護保険事業の計画策定においては、団塊の世代が75歳になり後期高齢者人口が急激に増える約10年後の2025年に向けて、各自治体が今からどう備えていくのか、そのためにはまずこの3年間で何を行うかという視点で計画を策定することが示されており、この点が従来と大きく異なるところです。

そうした中で、国が示している指針で最も重要な事項は、地域包括ケアシステムの体制を整備していくことです。

大きく増加すると見込まれる要介護高齢者や認知症高齢者を支えるためには、医療と介護の連携が重要です。多様な職種の方々が連携を図り、ボランティア等の支援者を育て、要介護者のニーズとサービスをコーディネートし、それぞれの地域の社会資源が有機的に要介護者を支える、飛騨市らしい地域包括ケアとなるようにしていくことが必要です。

地域包括ケア体制の構築は、地域の力を向上させるまさに「住民主体のまちづくり」であり、継続的に取り組んでいく必要があります。

第6期介護保険事業計画では、こうした取り組みを始める最初の3年間と位置付けて策定したいと考えますので、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○15番（山下博文）

介護保険法はそのように改正されたということですから、懸念されたことはそういうことなのですが。そのガイドラインというのですかね、これを進めるに当たってのガイドラインというものも示されていると思うのですが、従来の国の制度と言いますか、でやったこの要支援の制度を今度は自治体でやるということになると、そのガイドラインではどういう示し方をされているか。言っていること分かるかな。同じようなことをやってもいいと言っているのか、そういうことでございます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えいたします。もちろん、今受けてみえるサービスを間違いなく移行して、きちんと継続することは大前提でございますが、それ以上に地域らしいとか、地域の中で何が必要かというものを考えて、新たなサービスを立ち上げていくということが重要になってくると思いますので、その辺りをしっかりと検討しながら飛騨市に必要なもの、地域に必要なサービスを受けていただける、もちろん団体であったりボランティアであったりということを育てていくのは非常に大変なことだとは思いますが、プラスアルファの部分がとても大きくなってこようかと考えております。

○15番（山下博文）

先ほどの答弁の中にありました、これからの介護事業は民間に移行していく部分も増えてくるということだったと思いますが、そうなる介護事業ですから、当然資格というものが重要です、その事業を進めるに当たって。飛騨市に介護士といえますか、そう

いう方がそれほど私はいないと思っているのですが、違ったら指摘していただけたらと思います。そうすると、民間にそういう事業を増やしていくという、それを受ける民間がないのではないかというふうに思うのですが、これからの介護士の養成と申しますか、そこら辺の考え方はありますか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えいたします。議員が申されましたように、やはり各事業所においてスタッフを確保していくことは、非常に大きな課題となっているのは事実です。ですので、今申しましたようにその受け皿を作っていくことにおきましては、もちろん資格がなくてもできることもあろうかと思いますが、資格については今検討している中では、何か事業所として取り組んでいただける、資格を取るためにはもちろん研修があったりすることでありますので、その研修における何かしら支援ができないかとか、県まで出向かなくても地域でやっていただけるようなことができないのかというようなことでは、この介護人材確保のための取り組みについても非常に重要な課題として喫緊やっていかなくてはいけないことだと捉えておりますので、何とか取り組んでいきたいというふうには思っております。

○15番（山下博文）

もう一つですが、今朝の新聞にも載っておりますように最近大きな問題になっているのは認知症の問題です。今朝の新聞だと、病院へ行くまでに9カ月半かかるという、要は本人が「嫌だ」と言っていることだと思うのですが、それくらい非常に認知症の問題は今難しく、大きな社会問題にもなっているのですが、今の法改正の中でも認知症については検討されていると思うのですが、この認知症の位置付けと申しますか、そこら辺はどう捉えて、今の法改正ではどうなっているのか。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えをいたします。先ほどの答弁でも申しましたように、今後増加していくと懸念されていることで、国におきましても認知症施策5カ年計画というものを打ち出されて、今取り組もうとされております。その中で、今法改正の中で認知症の地域支援推進員というものを配置しなければならないということが義務化されました。このことを受けて、飛騨市におきましても何とかそういう方を地域包括支援センターですとかに配置して、その方を核としてこの認知症、もちろん予防は大前提ではありますが、早期に発見をして早期に適切な対応をすることで、症状を少しでも維持しながら悪くしていかないようにしていくこと、プラスやはりこれは医療機関との連携が非常に大切ですので、その方を核にして医療機関との連携をしながら、また認知症疾患医療センターと言って、これは須田病院が飛騨の圏内では須田病院ですけれども、そういう所の医療機関ともしっかり連携をし、かつ、介護予防事業所とかにも認知症の窓口等を設置しながら、早期に把握し早期に対応できる、これは絶対にやっていかなければならないことであることから、来年度何とかその体制が取れるように、そういう資格を持った方を何とかうまく見つけ

て対応できるようにということで、この認知症予防の対策については、より一層力を入れてやっていかなければというふうに思っております。

○15番（山下博文）

介護保険については、まだ長丁場でもありますし、これからいろんな計画、そしてちょうど節目として来年から第6期の介護事業計画ということにあるわけで、ひとつお年寄りを大切にということで慎重に進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。14日には恒例の山之村のだいこんマラソンがあって、非常に1,500人以上の選手が参加されて好評であり、今後も続けていただきたいと思いますが、この同じ山之村にあります^{ふかどう}深洞湿原、これについて質問をいたします。

^{ふかどう}深洞湿原・原生林エリアの保全と活用ということですが、2011年に岐阜県の宝ものに認定された標高約1,500メートルの^{ふかどう}深洞湿原・原生林は、トウヒ、クロベ等の針葉樹林、ミズナラやトチノキの巨木、ブナの原生林が広がる森。遙かなときを経て循環するこの森では、自然の営みに柔軟かつ力強く立ち向かっている造形美、季節ごとに変化するその壮大な美しさと力強さが魅力である。あらためて紹介することではないと思います。

^{ふかどう}深洞湿原の散策木道が整備された時点で、利活用についての具体的検討あるいは協議は、今日までほとんどなされていないのではないかと思います。岐阜の宝ものブラッシュアップ事業によってツアー造成が行われ、現在、奥飛騨山之村牧場が主催するツアーおよび観光旅行会社との共同企画が実施されておりますが、今年は全部で29回計画をされております。ツアーには必ず地元のガイドが案内することになっており、このエリアは国有林であることから飛騨森林管理署が管理しており、一般開放はされておられません。したがって、現時点ではツアー以外で入山することは制限されております。

自然資源を次の世代に確実に引き継ぐことを最大の目的として、湿原の自然そのものの魅力を発信し、保全活動を並行して進めながら地域そのものが魅力あるものとなるよう、いろいろな取り組みを多くの方々と協力しながら進めていかねばならないと思います。

7月末には飛騨地域振興局長が^{ふかどう}深洞湿原を視察されたと聞いております。

そこで3点について質問をいたします。1つは、^{ふかどう}深洞湿原・原生林エリアの保全、活用に関する展望はどうか。それから8月豪雨による三湿原に被害はあったかどうか。それから3点目ですが、市民が安心して入山できる仕組みづくりや、^{ふかどう}深洞および地域の自然資源、伝承文化を活用した山之村地域の活性化を図るために、飛騨森林管理署、飛騨市、地域振興局、山之村地域等関係諸機関が連携をし、持続可能な地域づくりを進めるために、山之村地域エコツーリズム協議会等を設けられたらどうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、山下議員の^{ふかどう}深洞湿原に関するご質問について、順次お答えいたします。

まず1点目、深洞湿原の原生林エリアの保全、活用に関する点についてでございますけれども、標高1,500メートルの深洞湿原周辺にはトウヒ等の針葉樹林やブナの原生林、ミズナラやトチノキの巨木に加え、ニチリンソウ、サンヨウカなど四季折々の高山植物が群生する自然の宝庫でございます。この貴重な財産を守ろうと、市民をはじめとしてオオバコ除去活動などが行われております。

そこで活用面では、議員よりご紹介がありましたように、現在奥飛騨山之村牧場主催によるトレッキング会をはじめ、濃飛バスによる下呂、高山発のグリーンツアー、そのほか富山各地からや10月には新宿発のツアーも計画されるなど、入山規制されたエリアに立ち入ることができる数少ない機会であることで人気が出てきてまいりました。

しかし、遊歩道入口までは約4キロ強の林道を通らなければならず、中型以上の車両は入ることができません。また、入口ゲートは森林管理署による鍵管理がなされていること、許可を得て入る場合でも国有林かつ保安林指定区域であるため、狭い散策道以外には立ち入り規制がされていることなど、一般開放に向けては高いハードルを越えるために国や県との十分な協議が必要であります。

こうした中、先般の飛騨振興局長様をはじめとする県職員の皆様の現地視察の後、岐阜県としても飛騨森林管理署に対し、保全と活用に向けたアクションを働きかけていきたい旨を申されました。

飛騨市といたしましては、引き続き国や県の指導を仰ぎながら、湿原保全の観点からは直ちに一般開放を行って制限無く入山者を増やすよりも、当面は現行の山之村牧場や各旅行会社によるツアーの拡充を図っていただきたいというふうに考えております。

2点目、8月豪雨による三湿原への影響でございますけれども、^{ふかどう}深洞湿原、池ヶ原湿原、^{あも}天生湿原とも豪雨による被害は特にないというふうに承っております。

3点目、持続可能な地域づくりを進めるためにエコツーリズム協議会を設けたらどうかというご提案でございますけれども、岐阜の宝ものは「^{あも}天生県立自然公園と三湿原回廊」として指定されましたが、現行では年間約1万人が入山している^{あも}天生湿原の活用が突出しており、^{ふかどう}深洞湿原と池ヶ原湿原の利用と保全の仕組みを確立した三湿原全体をカバーするエコツーリズム推進のための体制づくりが必要と考えております。

飛騨市観光協会でも、北飛騨の森におけるエコツアーの造成を実施計画にして取り組まれておられますので協会や山之村地域とも連携しながら、利活用を進める中で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○15番（山下博文）

今、県へ働きかけると。地域振興局長をはじめ、関係の皆さんがいろいろせつかく前向きなことを言ってくれる、そういう答弁だったのですよね。それは本当に心強く思う

わけですが、そこで引くことなくぜひとも一步踏み込んで、エコツーリズム的な協議会を作成して、ぜひ前へ進んでいただきたいと思います。

私が最も言いたいことは、私はこれで3回目なのです。この深洞^{ふかどう}の問題。同じことを言っているのではないのです。1回目は、もう少し投資をして手入れをせよ、と言ったときに、ほぼ3,500万投資をして木道を作ったり、それから道路を整備したり、こういうエリアを整備された。2回目は何を言ったかという、これ以上開発をしないようにしてくれと。いわゆる踏み荒らされたり、いろんなチョウチョウもおりますし、それを乱獲されても困るしというようなことで申し上げました、2回目は、今日最も言いたいことは、今、三湿原の話がありましたけれども、私は、天生^{あもう}湿原にしても池ヶ原にしても安心して気楽に入れる山なのです。誰にも気兼ねなく。500円という協力金みたいなものはありますけれども、それは別としましても、本当に入ろうと思えば「明日、行こうか」と言って入れるような、そういう山なのです。

ところが、深洞^{ふかどう}はそういうわけにはいかないのです、今、答弁にありましたように。森林管理署が管理していますけど、実際それはやっていないですよ。やっているのは、やはり山之村牧場などが整備されたという、あるいはツアーを計画されたりということであるわけですが。

そこで市長、私の思いは本当に気楽に入れる山、3,500万から400万円投資したこの税金が、市民が享受できていないのです。入れないのです。ですから、先ほどいろんなクリアしなければならない問題がいっぱいあると言われた、そのとおりなのです。いっぱいあります。でも、こういう協議会を救って、そして皆さんが利用しやすいような、そういう山といいますか、湿原にぜひしてもらいたいと思うのですが、市長、一言。

△市長（井上久則）

まさに再質問が来れば、前回の質問のことを私も述べようかと思っていたものですからあれですが、確かに天生^{あもう}、池ヶ原と違って深洞^{ふかどう}湿原は手つかずの湿原ということで、先ほど部長から答弁しましたように、限られた期間にしか入れないという魅力があることは確かなのです。そのときに向かっているいろんなお客が来るということで、常日頃から誰もがいつでも入れることになると、先ほど山下議員が懸念されましたいろんな動植物が乱獲されたり、そういったことにつながるかなというような思いもあるものから、この辺のことは、やはりちょっと慎重に考えなければならない問題かなというふうに思っています。深洞^{ふかどう}湿原を愛される方は、これは前回の質問のように、これ以上手を加えないでほしいと。イコール誰もがあんきに入って、いろんなことで荒らさないように、というふうにつながるのかなというような思いでいたわけでございますので、この辺は今後森林管理署のことや県のこともあるわけでございますけれども、慎重に検討しながら皆さんの期待に応えられるような形の中で、どうすればいいかというようなどころを踏まえて検討してまいりたいというふうに思っています。

○15番（山下博文）

ぜひ、協議会を立ち上げてもらってクリアすべき課題はクリアしてもらって、確かに今市長の答弁にあるように、あれはこっちやこうだいろんな表裏の問題がありますから、簡単にそうホイホイというわけには、私もそれは分かっているわけですが、ただ気持ちとしてあんな良い山を放っておくのではなく、入りやすいような山にしてほしいという率直な思いであります。

それでは、次に3点目の質問に入ります。安全・安心な水道水供給と市の責任。人は生活、暮らしを維持していくためには、水道は必要不可欠であります。水道法では、この法律の目的は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする、とうたっているわけです。

また、責務として、国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない、と定めている。堅苦しい法律の言葉をちょっと羅列いたしました。飛騨市は上水道それから簡易水道が設置され、市民の生活を確保しております。しかしながら、この水道水を享受できない地域もあります。

それで3点質問いたしますが、一つは、飛騨市が水道水を供給できない地域はどこか。二つ目、この地域に住む市民の皆さんは、飲料水、生活水の確保のため、谷川や湧水を家に引き込んでいる。当然ながら天候の影響を受け、衛生面にも影響が生じる。この地域の人たちの健康を守るために、今後飛騨市はどうあるべきか、水の供給について市の基本見解を伺いたいと思います。三つ目、合併前から旧4町村の水道対策はそれぞれ歴史があります。そこで神岡町では、特殊な例として民間企業が上^{うわだいら}平専用水道を配備し、これは下三地のことを言っているわけですが、茂住、杉山地区の住民の飲料水を供給してきました。近年は、東京大学、東北大学の研究施設の供給をしております。この水道施設の老朽化が進んできて、維持管理が困難となってきたということで、この会社から市に対して、市営水道事業化の要請がなされたと聞いております。

昨年の産業常任委員会も、企業訪問の折に同じような要請を受けているというふうに聞いております。今後の市の対応について伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

それでは、3点目の安全・安心な水道水供給と市の責任についてお答えいたします。

水道は、市民の生活や社会活動を支える大切なライフラインであり、水道事業者は住民に対して安全で安心な水を供給するという、議員が申してみえますように重要な使命がございます。

飛騨市の水道事業は、企業会計の上水道が2カ所、特別会計の簡易水道が31カ所、飲料水供給施設が6カ所、小規模水道施設7カ所の計46カ所で、市内の飲料水および生活水の確保を図っているところであります。

また、老朽化による施設の更新、少子高齢化による人口減少に伴う中での事業経営、水源水質の保全など課題も多く、特に簡易水道等は民家が点在し供給人口も比較的少ない地域に多く、一般会計からの繰り入れを行うなど、経営基盤は脆弱なものとなっております。

このため、安心・安定した給水の確保、運営基盤の強化と経営の効率化を目指し、平成28年度上水道と簡易水道等の経営統合に向けて、財産台帳の整備や、老朽施設の更新、施設の統合の検討、旧町村ごとに異なる料金体系の段階的な統一を進めるなど、統合準備を進めているところでございます。

それでは、1点目の飛騨市が水道水を供給できない地域はどこかについてお答えいたします。

市の事業による水道普及率は、平成26年3月末現在で98.00%、岐阜県平均では平成25年3月末現在で95.8%、全国平均も平成25年3月末現在で97.7%と、県、国平均と比べても上回っている状況にありますが、水道法に定める民間管理による専用水道を含めると98.99%となっております。

市管理の水道未普及地域につきましては、古川町1地域、神岡町5地域、河合町4地域、宮川町2地域の12地域、264名となっております。

2点目の未普及地域の解消に向けた基本的な見解につきましては、水道法に定める水道事業につきましては、対象給水人口が100人を超える施設を対象としております。

現在の未普及地域は、いずれも給水人口は100人以下ではありますが、安全で安定した水源の確保、将来的な人口規模による適正な施設、給水原価等課題は多くあり、こういった供給体制がその地域において適切であるか、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

3点目の民間企業の専用水道として設置されている茂住、杉山地区における水道事業の対応につきましては、ご質問の上平^{うわだいら}専用水道は、主に企業関係者に飲料水を供給する目的で、昭和33年に民間企業と地域住民との協定によって設置され、運営が行われてきた水道施設であり、基本的に企業と地域住民との問題であると考えております。

しかしながら、設置当初と比べ地域住民への給水比率が高くなってきたこと、また、水源は坑内湧水を利用しており、坑内の研究施設の増加により、安定した供給が将来に

わたって見込めないことなどにより、「専用水道の移管」について民間企業から平成23年10月に要請がされ、平成26年4月17日付文書にて、正式に市営水道事業化への要望がされております。

これまでの経緯といたしましては、事務レベルで相手企業と5回協議を行ってきたところですが、現行施設は建設後56年と老朽化が進んでいることから、このまま移管を受けることは困難と考えております。

このため、安全・安定した新水源の確保、将来的な給水規模、費用負担、また先端科学都市構想等も考慮する必要があることから、今後も継続して協議を続けてまいりたいと考えております。

○15番（山下博文）

今の答弁の中でちょっと気になったのは、先端科学都市構想か。先般の全協かどこかの場で、その説明があったと思いますが、その設置場所は私はこの神岡町というふうに受け止めているのですが、神岡町というかもっと分かりやすく言えば旭ヶ丘ですね、旭ヶ丘というふうに受け止めているのですが、今の茂住との関連と都市構想の関連があるということは、茂住にも建てるかもしれないと。そういう考えですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

先端科学都市構想につきましては、場所につきましては神岡町内ということで特定はしていないわけですが、これからいろんな研究施設ができます。そうしますと、それを集約したのが先端科学都市構想になるわけですが、今の現在の茂住地区にもたくさんの研究者が入ってくるというような意味での、先端科学都市構想というふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。今よりもっと供給量が増えるのではないかという思いも少しあるということから、そういった発言になったわけですが、決して茂住に造るからというような意味ではないということだけは、ご理解いただきたいというふうに思います。

○15番（山下博文）

東大や東北大学の施設がこれからどう増えていくか、未知数な部分はいくつかあるわけですね。ハイパーがどうなるかとか、こういうことが今から考えられるのですが、当然水というものは、そういうことも含めて住民の生活には第一条件であるわけです。

そこで、企業からも「もう限界だ」と、こう言っているわけですね。われわれも今まで50年近く供給していきながら、坑内の用水もいろいろやはり問題、質の問題も何回かあったようですが、そういう意味で十分企業とも話をしてもらって、双方理解ができるようなことで、この水道水の提供ということについて検討していただきたいというふうに思います。それでは、以上で私の質問は終わります。

〔15番 山下博文 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を2時といたします。

（ 休憩 午後1時49分 再開 午後2時00分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。なお、質問中説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。1番、前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。今回、大きく2点質問をさせていただきます。まず1点目は、8月の豪雨災害の対応と河川改良ということで質問させていただきます。

まず、前段になるのですが、8月は豪雨が多く全国各地で大変な被害が発生しております。広島では大勢の方が犠牲となる土砂災害が発生いたしました。三重県では全域に特別警報が発令されるというようなことがありました。

また、9月に入りまして宮城、北海道では豪雨となり、レーダーの解析では、北海道白老町で10日午前2時半までの3時間で約350ミリ、またその後6時までには1時間で120ミリ降ったとみられております。

また、その隣の登別市でも午前9時半ころに1時間で110ミリ降ったということで、気象庁では両方に計5回も記録的短時間大雨情報が発表されております。

また、今回北海道がひどかったのですが、同じく北海道の豊頃町という所では大雨警報が発令されて初動体制をしなければいけないのですが、これが2時間遅れたと。この理由は、担当者が防災メール、これは午前4時だったのですが、そのメールに気付かなかったということで、対策本部の立ち上げが2時間以上遅れたということで、こちらのほうは消防のほうも対応するというので、どうも対策は取られたようでした。

もう一つなのですが、こちらは礼文町で土砂災害でお母さんと娘さんが亡くなったと。こちらのほうは災害が発生する前に、避難勧告を出すようにということで北海道のほうから3～4回にわたり「強い助言」ということで伝えられていたのですが、役場の人手不足を理由に見送られていたことが分かりました。

ここは50年に1度の記録的な大雨ということで、災害のときの避難する場所は決めてあったのですが、避難勧告をする条件などを定めたマニュアルが作成されていないということでこういったことが起こったようでした。

8月の豪雨に対しまして気象庁のほうでは、異常気象分析検討会というものが開かれ

まして、8月の豪雨や日照時間が少なかった気象状況については、30年に1回以下の割合で起こると定義する「異常気象」と見解をまとめてあります。そこに付け加えてありますが、降水量や日照時間は記録的でありましたが、大気の流れ、こちらについてはこれまでに見たこともない状況ではないということですので、ある状況の大気の流れだと。また、こうした現象は、また起こってもおかしくないということが述べられております。

そこで一つ目ですが、8月17日の災害対策本部と自主防災組織の状況は、ということとさせていただきます。

今回飛騨市では、対策本部が早く立ち上げられて人的被害はありませんでした。

しかし、神岡町上今地域では13世帯に避難勧告が出されました。しかし、所属する船津中央自治会の自主防災組織には、その避難勧告の情報は伝わっておりませんでした。今回は上今町の一部に勧告が出されましたが、数メートル下流側の住民の方は、上流側に勧告が出ていることを知らない状態でした。上流で氾濫など被害が出れば、当然、下流側にも影響が出ることは十分に予想されます。

今回は、危険と判断した個所に対して勧告を出したのですが、近隣や周辺地域にも情報が伝わらないと、万一のときに対応が遅れる可能性があります。

今回は、対象世帯に文章で1件1件呼びかけて伝えたということにつきましては、丁寧な対応で良かったのですが、自主防災組織に連絡がなかった点については問題があると思っております。

この、船津中央自治会の自主防災組織は昨年設立されました。異常時で時間的な問題などがあったのかもしれませんが、どのようなことから自主防災組織に連絡がいかなかったのでしょうか。あくまでも「自主」と付いておりますので、それぞれの組織が独立して動けばいいのでしょうか。

私は、市の対策本部との連携が必要だと考えております。自主防災組織の位置づけについて、どう考えているのかお伺いいたします。

二つ目です。山田川における取水口の管理者は、ということですが、今回避難勧告が出た流域には「消防水利」と書かれた丸い看板があり、取水口がいくつかあります。これらの取水口は、町内中心部にくまなく張り巡らされた水路があり、冬期間には雪を流す流雪溝としての機能も持っております。過去には神岡中心部をほぼ焼き尽くす大火が数回あり、消火用の重要な水源ともなっております。現在は消火栓も整備されておりますが、万一のときは水の確保が重要な課題となります。

今回のような大水が出るとゴミや土砂が取水口に詰まり、水の取り入れができなくなります。地元の方も土砂の撤去などしておりますが、岩など大きなものについては住民だけでは対応できないことも多々あるようです。「消防水利」の看板がある取水口では、水量確保などの維持管理はどこで行っているのでしょうか。

3点目、山田川、太江川に水位標識の設置を。今回、高原川や宮川の本流河川には、

橋とかそういった所に警戒標識が記された標識や水位計測ができる標識が設置してあります。

今回の太江川、山田川の支流では避難勧告が発令されましたが、また、高山の宮川の支流、^{すのりがわ}苔川でも災害が発生いたしました。この河川は本川の支流ということで、いずれも普段は水量が少ない河川であります。逆に一気に水量が増える心配な河川でもあります。本川のように水位の計測ができる標識の設置をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

4点目、山田川牛ケ口取水堰の改修をとということで、今の山田川には牛ケ口取水堰があります。こちらのほうは手動式になっておりますので、現実には稼働されていないのが現状です。堰の高さは約1メートルあるように見えます。河川の水量が増えた場合に堰を開放することが今できない状態ですので、水かさが増えて水位が上がると、堤防の高さが低くなっているのと同じ状態です。その1メートル分水位が上がりますので。

また、そのすぐ下流では堤防のかさ上げがされておりますが、そのかさ上げされた部分がつながってなく、隙間が空いている所があります。これではかさ上げされた部分について水が漏れるので、意味がない状態だと思っております。

この箇所につきましては、数年にわたり地元からも要望が上がっておりますが、今後、平成16年、今回と避難勧告が出るような川ですので、対応していただくようなことは考えられないか伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、8月豪雨災害の対応と河川改良についての質問でございますけれども、私は、1点目の8月17日の災害対策本部と自主防災組織の状況は、についてお答えいたします。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主性を持った体制のもとで、地域の皆さんが協力し合って災害と立ち向かうことを目的として組織するものがあります。

このため、自主防災組織は、災害対策本部から避難勧告などが発令された際には、地域住民を速やかに指定された避難場所へ避難するよう促すことはもとより、避難勧告等がなくても状況や情報を把握しながら、危険と判断した場合には自主的に避難行動を行うことのできる組織だと認識しております。的確な情報収集と判断、迅速な対応のためにも、市と自主防災組織の代表者および組織内部の責任者とは相互の連携、調整等が重要であると考えております。

今回の神岡町上今町内への避難勧告は、豪雨に伴い山田川の水位が急激に上昇したことに伴い、振興事務局長が上今町内会長と現地で協議した結果、町内の13世帯に避難

勧告の発令をしたものでございます。

今回は、上今町内会が船津中央区自治会の一部地域であったため、避難に関する情報伝達が上今町内会長までにとどまり、船津中央区自治会長兼務の自主防災組織総括責任者へ伝わることはありませんでした。

このことは、市が自主防災組織の配置促進と育成、強化を図る必要がある中で、船津中央区自主防災組織総括責任者への情報が伝わらず、結果といたしまして不審を抱かせたこととなり、反省すべき点であったと思っております。今後、このようなことがないよう十分注意してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

それでは前川議員の2点目の質問である、取水口に「消防水利」の標識が立てかけてあるが、管理はどこになっているのか、について答弁いたします。

現在、山田川下流域である上今地区、下今地区および幸土町には、町内の側溝の水量を確保するために4カ所の取水口が設けてあり、そのうちの3カ所に「消防水利」の標識が設置してあることを確認しています。

しかし、この標識が「いつ」、「誰が」、「何の目的」で設置したのか遡って調査をしてみました。書類など一切残っておらず、昭和41年に当時の神岡町消防本部が設置されたときには、すでに設置されていたとのことです。

したがって、その当時から神岡消防署の職員は「消防水利」の標識が設置してあるので、道・水路調査などの折にこれらの取水口を点検し、枯葉などを除去など軽微な管理作業を実施するとともに、大きな石や土砂などが堆積し手に負えない状況であれば、神岡振興事務所に連絡し、業者に依頼するなどの対応をしてきておりました。

さて、この「消防水利」の標識については消防法の中で、「消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利について、火災予防上特に必要であると判断する場合はこれを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる」として、「この指定消防水利に指定した場合は、総務省で定める標識を掲げて一般住民に周知徹底させること」としています。

このことから神岡消防署が設置される以前の消防行政は町役場が行っており、この取水口はその下流域にある船津地域における重要な消防水利の水門であることを住民に周知させるために標識を掲げたと推測しています。

現在、消防本部でこの消防法に基づき飛騨市内に「指定消防水利」として指定したのは2カ所ありますが、今回標識が立ててあるこの取水口付近は、消防車がその場所に部署して消火活動をすることが困難であるため「指定消防水利」として取り扱っていま

せん。しかし、この取水口から下流域の側溝の水は、火災など有事の際の重要な消防水利の取り入れ口であることから、今後も適宜職員が点検を実施し、維持作業を行う必要があると考えています。

また、この側溝は消火活動のためばかりでなく、冬期間の重要な流雪溝としての役割も兼ね揃えていることから、消防本部として今後もこれら取水口の維持管理につきましては、今まで同様、神岡振興事務所と連携を図りながら対応していきたいと考えているところです。以上です。よろしく願いいたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

3点目の山田川、太江川に水位標識の設置ができないか、についてお答えします。

高原川や宮川につきましては、水防警報河川であること、流域面積が大きい河川であり、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川であることなどから、水防法に基づき洪水予報等を行うため、その発令基準点に、避難判断水位等を明記した分りやすい量水標が設置されております。

一方、山田川は神通川水系高原川の、太江川は神通川水系宮川の、各々の支川である一級河川であり、両河川ともに川幅が狭く急勾配で、大雨の降った際には急激に水位が上昇するため、洪水予報等を行うことが難しい河川であります。

今回の豪雨により、山田川や太江川の急激な水位上昇により地域の皆さんに避難勧告を発令しましたが、山田川や太江川は洪水予報等がなされておらず、避難判断水位等が設定されておりませんので、高原川に架かる西里橋の橋脚等に設置されているような分りやすい量水標を設置することができません。

しかし、洪水予報等のためでなく、現状の水位を定量的に把握するための目盛型の量水標の設置につきましては、河川管理者である古川土木事務所へ問い合わせたところ、設置は可能であるとのことでしたので、市としましては、設置に向けて要望してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の山田川^{うしがぐち}牛ヶ口取水堰の改修はできないのか、についてお答えします。

山田川の船津地内に設置されております「牛ヶ口用水」は、慣行水利権により生活用水として取水を行っております。最大取水量は毎秒0.13m³で、構造形式としましては、コンクリート製の躯体に鋼製の連鎖回転式止水板が設置されたものであります。この取水堰の操作は、河川内で作業を要するものであり、出水時に操作できるものではありません。

この取水堰の改修にあたっては、県の河川管理上、支障をきたさない構造で実施する

必要があり、家屋の連続する当箇所では住宅への影響も大きく、多大な費用と時間がかかることから、早期の実現は困難な状況にあります。

また、取水堰部分や、下流部の特殊堤に隙間のある箇所での越水や浸水被害の状況は確認しておりませんが、特殊堤には老朽化が著しい部分もあるため、市としましては、河川管理者である古川土木事務所に修繕等の要望を行ってまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○1番（前川文博）

それぞれ回答ありがとうございました。

まず、すぐ終わるほうからということで、最後にいただきました3番目、4番目の水位標識、取水堰のほうですが、水位標識のほうは古川土木のほうでも前向きな設置を考えていけるということですので、ぜひ早急に要望して向かっていただきたいと思います。

それから取水堰のほうですが、現状土砂がたまっていて機能しないということが一番問題だと思います。今、そこがあふれて漏れているというような状況は確認されていないのですが、今後いつまたこれ以上の水が出るか分かりませんので、今漏れていないからということではなく、空いている所もあるということで、今後また来週降るかもしれませんし、来月かもしれません、またある可能性があるということで、早急にこちらのほうは対応に向かっていただきたいと思います。

それから2番目のほうの、消防水利の関係のほうですが、過去「いつ」「誰」が立てたのか分からないという話が今ありました。でも、いずれにしましても昔の役場で立てたというとは、行政のほうで昔からやっているということに多分変わりはないと思います。水量の維持管理ということなのですが、私も小さいころからその地区に住んでおりました。冬になりますと、その水は消防署で管理しているから誰もかまえない、というような話を小さいころからよく聞いておりました。今の回答ですと、消防署と振興事務所、防火用と流雪用ということで、どちらでも対応というような話だったと思うのですが、今後、取水口なり水量についての連絡ということでは、消防署でも振興事務所でもどちらに連絡しても対応は連絡を密にしてやってもらえるということで思っていてよろしいですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

先ほど申し上げましたことと少し重複するかもしれませんが、この取水口およびその下流域の側溝につきましては、いわゆる消火用の水、それから流雪溝という重要な役割を持った側溝でございますので、その側溝に減水等の異常が発生した場合の連絡先につきましては、神岡振興事務所および神岡消防署どちらでも結構です。連絡をいただければ、双方に連絡を取り合って適切な対応をしたいというふうに思っております。

○1 番（前川文博）

ありがとうございます。それでは、一つ目の自主防災組織のほうの関係で、いくつかさせていただきたいと思います。

今、連絡がなかったというような反省点があったということは説明いただきました。これを、なぜ連絡がなかったのかというようなことを追求しようということは考えておりません。そういったことをしたいのではなく、今回こういうことがあったということで、今後に向けてこれは検討していく材料の一つということなので、ちょっと再質問をいくつかさせていただきます。

ここ最近というか昔からよく聞かれる言葉だと思いますが、PDCA、プラン、計画、ドゥ、実施・実行、チェック、点検・評価、アクション、処置・改善ということでPDCAという言葉があります。今回「P」のほうはプランということで、自主防災組織のほうでもマニュアルを作っておりますし、市のほうでも防災計画ということであると思います。それがあって今回の避難勧告ということで、実施・実行が今されました。これを含めて、チェックということで点検・評価ということになると思います。

それで今回、地区によって神岡と太江のほうでしたかね、そちらのほうは避難勧告が出ました。こちらのほうですが、ちょっと資料のほうを見ますと、判断危険水位に達すると予想される時刻の2～3時間前に発表するものとなっております。それから宮川流域のほうにつきましては、避難準備情報ということで4～6時間前に発表するものということで、2種類の発表がされました。

普通から考えますと、避難準備情報があって避難勧告ではないかというふうに考えるのですが、これについては何かあったのかどうか教えてください。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今おっしゃるのは、神岡の上今地区の考えだと思うのですが、ここにつきましては山田の防災ダムで雨量を観測しております。これは、ゲリラ的な雨量が6時に29ミリ、7時には25ミリという一時的に大量の雨が降ったということで、それが即、ダムの水位が上がりまして放水するということでの緊急を要したということで、準備情報ではなく、振興事務局長が現地へ赴きまして地域の方と話し合っただけで発令したものであって、私は適切な処理であったということで、時間的には短時間でございましたけれども、これで良かったというふうに理解しております。

○1 番（前川文博）

防災ダムのほうで短時間に降ったということで、緊急的なことで準備情報ではなく、先ほども基盤整備部長からもあったように、細い河川ですので急激に増えるということで出されたということですので、そちらのほうはまた説明をしていきたいと思います。

それから次の再質問ですが、過去にですね、これはちょっとコピーしたものでバラバラですが、このような洪水ハザードマップ（資料提示）が配布されております。この表の写真を見ますと、平成11年から14年、18年までの洪水の写真

が出ていますので、18年の7月19日以降に作られたものだと思うのですが、今回上今地区の避難先としたふれあいセンターですが、この洪水ハザードマップで見ますと浸水予想地域に入っております。

神岡町時代には洪水のときの避難場所としては、神岡小学校や福社会館、今こちらのほうはもうないのですが、あと洞雲寺^{とううんじ}とか、そういった場所が避難場所に指定されておりました。ふれあいセンターは今洪水の関係で避難をしたのですが、洪水の避難先としてちょっと不適ではなかったのかというような話が出ておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今回のふれあいセンターにおきましては、避難場所として指定したわけでございますけれども、この地域には高原川と山田川が合流した後のその下流にございます。今回、高原川については水位の上昇が高くならなかったことと、その上流の雨量も確認しながら、今回の場合はふれあいセンターで大丈夫だという判断のもとで、ふれあいセンターのほうへ避難していただくように考えたということでございます。

また、その際におきましては、看護師1名と職員が1名ついて、何かあったときにはすぐ移動できるというふうな体制のもとに、ふれあいセンターに移動させたものでございます。

○1番（前川文博）

山田川だけの洪水ということで、高原川は関係ないと、大丈夫だということでのその判断でされたということであれば、今回は良かったのかなというふうに思います。

それから、今回水害が起こるであろうということで避難勧告が出て避難された方もみえるのですけれども、今後避難勧告なり避難指示が出て避難したときに、水害、土砂崩れなどでいろんな地震とかも考えられます。そのときに災害対策本部の考えが避難所に伝わらないとか、また避難所の情報が対策本部に届かないといったことも考えられる事態が出ると思います。普通に考えればインターネットとか携帯電話で連絡を取ればいいんじゃないの考えるのですが、インターネットも電線なり切れてしまえばアウトですし、携帯電話も基地局のバッテリーが落ちたり、基地局からのケーブルが切れてしまえば、通信ができない状態になってしまいます。

また、防災無線もこれは一方通行ですよね、情報のほうは対策本部から流れることはできるかもしれませんが、基地局のほうが被災したりとか停電になったり、自家発電設備が万一動かないということもないとは言えないと思います。

今後、災害対策本部を作った後に避難所との情報共有、例えば何人避難したとか、食料がいるとか、そういったことも必要になっていくと思いますが、そういったことについてどのような手段で行っていかうという考えがあるのか教えてください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えをさせていただきます。避難勧告、避難指示等につきましては、マニュアル化されたものは当然あるわけでございますけれども、現実的に大変運用が難しゅうございます。例えば今回のようにゲリラ的に大雨が降るケース、また台風が近づいて、ある程度予測されてもう準備態勢に入って迎えるケース、地震のように想像もしないときに一度に起きるケース、いろんなケースがございます。実際、そのときそのときに現状に合った判断をしていかないと、マニュアル通りの運用だけではなかなかこなせないというのが現状でございます。

その中で今ほど、例えば避難所へどのような連絡体制ができるかということでございますが、基本的には同報無線が通じておりまして、無線でございますのでこちらの基地局と中継のアンテナさえ確保できれば、とりあえず情報は伝わるようになっていきます。

また、個人個人でお持ちの戸別受信機につきましても、電池さえ入っていれば持ち出してラジオ代わりに情報が伝わるようになっております。それ以外には、FM岐阜のほうの放送とか各放送機関を通じての情報伝達もできますし、特に平成16年の災害からは衛星電話を各振興事務所等に配置しまして、もし通常の通信手段が途絶しましても、とりあえず拠点となる所との情報共有はできるようなシステムになっていきます。あとは、そのときとどきに判断をしていかざるを得ないというふうに思っております。

また、避難勧告をするという行為は、避難勧告を伝えるということも当然でございますが、避難所を準備しまして、そこに受け入れるという準備がないと、一方的な避難勧告だけでは当然混乱するわけでございます。そうしますと、避難勧告を出したと同時に職員に、極端な話、公民館の鍵を開けて、そしてそこに受け入れる体制をするわけでございます。そのときに最初に入っていた方に提供できることと、それからしばらくたって、食料をどうするんだ、水をどうするんだ、というようなことの二次的な対応が求められるわけでございます。そういう意味において、今備蓄品もそれぞれの地域に分散をして配付いたしております。そうしたもので必要な物を必要な場所に届けるような仕組みはできていますが、最終的にはそのときの状況判断によってどのように搬入するんだとか、どこへ持ち込むんだとかというような判断をせざるを得ないということでございます。

平成16年のときに、古川町のほうで避難勧告をしたわけでございますが、最初、古川小学校のほうに避難をするようにということで連絡をさせていただきましたが、荒木川の堤防が決壊しているのではないかというような連絡が入りまして、最終的には誤報だったわけでございますが、古川小学校に避難された方をもう一度総合会館のほうに避難するように再々指示といいますか、変更させていただいたこともございます。実際大きな災害になるとそういうことをやっていかないと、なかなか現状に合わせた指示がで

きないということでございますので、最終的には災害対策本部の判断に求められているというふうに思っております。

○1番（前川文博）

ありがとうございました。避難所と対策本部のほうの連絡手段は、今FM、防災無線、衛星電話と各種いろんなことは考えてみえるということですので、そのときの状況で使っていて、連絡体制が取れるようなことはぜひやっていただきたいと思っております。

今、ここでいろいろチェック、点検みたいなことで話をさせていただいたのですが、今回一番あれなのは、船津中央自治会のほうが伝わっていなかったということです。この防災組織ですが、こういうきちんとしたファイルで中身もこれくらいある資料（資料提示）作って、各町内会長が管理して持ち回っております。ここ32町内が加入しております、世帯数が475世帯ある非常に大規模な自主防災組織なのです。今回1町内に対して出されたのですが、やはりまだできたばかりということで、今回連絡があれば実際に動いてみて検証ができたのにな、というのが自主防災組織の本音のところなのです。連絡があれば良かったな、ということですので、今後PDCAの「A」の部分アクション、処置とか改善ということになるのですが、この神岡の船津中央自主防災組織と川西自主防災組織はとにかく件数が多い所ですので、こういった所と振興事務所なり総務のほうと早急に話し合いを持っていただいて、今の避難所のこともそうですし、この中に書いてあるのも洪水ハザードマップのことが書いてあったりいろいろしてあります。やはり年数がたっていますので、変更しなければいけない所はいっぱいあると思いますので、そういった話し合いをしていただいて、早急に連携を取れるような体制を構築していただきたいのですが、その辺は早急にできますか。

□総務部長（小倉孝文）

私たちが反省すべき点が多々ありましたので、振興事務所長にも先般もお話ししております。早速、地域の理解が頂ければ、話をするように設けますのでよろしくお願いたします。

○1番（前川文博）

早めはその辺打ち合わせをしてやっていただきたいと思えます。

それでは二つ目の質問に入らせていただきます。市有施設の屋根貸し事業ができないかということでもあります。一つですが、再生可能エネルギー普及のために太陽光発電屋根貸し事業の実施を、ということですが、3.11の東日本大震災で、それ以降全国すべての原子力発電所が今現在、一部動きましたが、今は停止している状態です。震災以降、電力不足が懸念されており、全国的に節電の取り組みがされております。今は火力発電所が主流で、化石燃料を使用した発電が多いのが現状です。

また、環境に配慮したバイオマス発電や小水力発電などの発電も、少しずつですが増えております。

太陽光発電も自然エネルギー、再生エネルギーを活用した発電なのですが、設置場所の面積など、面積が必要ということで飛騨市内ではまだ少ない状況であります。県内では、複数の自治体で市有施設の屋根に太陽光パネルを設置して発電をしております。飛騨市も西庁舎の屋根に設置してあります。

しかし、まだ多くの市有施設の屋根につきましては空いている、空き家の状態になっております。県内では多治見市、海津市で屋根貸し事業を今行っております。あと、雪の降る地域の長野県とか福井県でも行っておりますし、北海道のほうですと屋根貸し、希望する人と借りたい人のマッチング事業ということで太陽光発電の普及について取り組んでおります。隣の富山市では、平成20年に環境モデル都市に選定されているということで、そちらの方の設置促進、再生可能エネルギーの普及ということで取り組んでみえて、昨年は市の土地で土を採取した跡地の約2万8,000平方メートルに事業者を募集して、メガソーラの発電に今向かっております。

このように全国的に再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みがされております。学校の屋根に取り付けた自治体とかでは、児童や生徒に再生可能エネルギーの出前講座など行い普及活動をしております。

屋根貸ししたときの賃料とかについて、そんなに入らないかもしれませんが、売電による企業の収入増、それに伴う法人税、固定資産税、またそれから従業員のほうに還元されて、住民税などわずかながらでも税収にもつながっていくのではないかと考えておりますが、こういったことは検討できますか、どうですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、前川議員の市有施設の屋根貸し事業、再生可能エネルギー普及のために太陽光発電の屋根貸し事業はできないか、ということについてお答えをいたします。

再生可能エネルギーの普及促進については、先の野村議員の質問にもお答えしましたように、市も積極的に後押しをしているところであり、住宅用の太陽光発電設備の導入について、補助を行っております。

また、市内の公共施設である友雪館、老人保健施設たかはら、増島保育園や飛騨市図書館に太陽光発電設備を既に導入していますし、神岡町石神地区において県営事業で、小水力発電設備の導入が進められております。

さらには、民間事業者による小水力発電の検討作業が進んでおり、行政としても事業がスムーズに進むために協力を行っているところでございます。

議員ご提案の屋根貸し事業につきましては、市内における再生可能エネルギーの創出および、市内の民間事業者が固定価格買取制度を活用した売電事業によって得られる利益獲得機会の増加、さらには貸し付けを行うことによる賃料収入の確保や市税収入の増

加などのメリットが挙げられます。

一方で、発電事業者とは通常20年間という長期の賃貸借契約を締結することから、20年間にわたり公共施設として存続させることができる施設である必要があります。

また、事業化に当たっては、設置事業者の経営基盤の安定性や反射被害の問題、設置による雨漏り被害等への対応や、そもそも施設に耐久性があるかなど、クリアすべき課題が多々ありますので、市内の電気事業者への聞き取りや、先行事例を参考としながら慎重に検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○1番（前川文博）

回答ありがとうございます。慎重に進めるというような回答でしたが、近隣で行っている所とかも見ると、たぶん雨漏りとか耐久性も調査してやっているということですので、ちょっと時間的な問題もあるかもしれませんが、ぜひ前向きに市内企業でやっていただければ、その市内も潤いますし、市のほうにも入ってくる話になりますので、自前の収入を確保していくということで、わずかかもしれませんがそういったことで前向きに早急に取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、今、新エネルギー財団のホームページに載っていたのですが、太陽光発電のパネルを設置したときのメリットということで、発電ができるというのがあるのですが、屋根の温度が下がると。当然、屋根に直接太陽が当たりませんので、例えば夏場ですと表面温度が70度、屋根裏が約49度の所が、太陽光パネルを設置した同じ場所では38度ということで10度下がると。そうすると、当然冷房もそれだけ電力が少なくて済むというメリットも出てまいります。これは私、冬場のほうが温度が上がるということが出ていたのですが、これだけは何とも私も分からないのですが、冬場マイナス5度のときに屋根裏の温度が3度のものが8度になるといったことで、プラス5度冬は暖かいということがまた出ておりますし、こういうことが研究で調べて出ているということですので、こういったこともまた参考にさせていただきたいと思えます。

それで、先ほど太陽光エネルギーを飛騨市のほうで4カ所、友雪館、老健たかはら、増島保育園、図書館でやってみえるということでしたが、近隣の自治体では、特に多いのは県とかもそうなのですが、学校の屋根に設置して自家消費しているというような所も結構あるようなのですが、自家消費する方向での補助的なものというのはいくつかあるのでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

今、特に学校施設というようなことでお話をされましたので、私のほうが適切なのかなどはちょっと分かりませんが、私のほうで知り得ているところでは、スーパーエコスクール実証事業というような事業が、学校関係の事業としてはあるというふう

に認識をしているところでございます。

ただ、こうした事業も実証事業でございますから、採択件数も2件から3件というふうなふうに聞いておりますし、あとは増改築が伴うもの。先ほど議員もおっしゃったように、エコにかかわる部分、温度の上昇が下がるとか、壁の改修によって改善が図られるとか、といったものを同時並行的にやっていくような事業であるというふうに認識しております。そうしたものがあるというふうには思っております。

○1番（前川文博）

ありがとうございます。ちょっと別のほうに行ってしまいました。先ほど昼休みに図書館のほうへちょっと行って、西庁舎の発電量がどんなものかと思って見たのですが、確かあそこは10キロ少しの設備ということで、昼休みに見ていたら8キロから5キロ、すぐ変動はしているのですがそれくらいの発電があそこであるようです。それが直流ですので、交流に変換すると8割くらいですかね、それくらいの利用率にはなっているようですが、これは1番目の質問にも関連していくのですが、例えば避難所で停電になったときに太陽光発電の設備があれば、停電になってもそこではある程度電気が使えるとか、そういったことも十分可能になってまいります。今言われたスーパーエコスクール事業ですか、そういったものをまた活用していただいて、今後次世代を担っていくのは今の児童生徒が担っていくわけですので、そういった子たちにも再生エネルギーの教育ということでしていただければいいのではないかと思います。

自然に囲まれた、自然豊かなこの飛騨市ですので、さらに環境にも優しいと言われるような事業をしていただき、ほかの自治体に後れを取らない事業実施をしていただけることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

〔1番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時50分 再開 午後2時51分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番（洞口和彦）

本日の一般質問5番目の登場となりました。今まで4名の方が、本当にそれぞれのすばらしい質問をされております。最後に戻すばみにならないように、私も緊張感を持っ

て質問をさせていただきたいと思います。最初に、いきいき健康増進事業助成金についてご質問いたします。

一昨日は敬老の日でございました。各地で祝賀行事が開催され、多くの方が長寿を喜び楽しい時間を過ごされたことと思っています。私も2会場に参加させていただきました。そして、たくさんのお年寄りの方と交流を深め、有意義な時間を過ごすことができました。皆さんは、常にいつまでも元気で最後まで自分の家で、そして生きがいを持てるような、そんな暮らしがしたい、それぞれがそんなふうに話されておりました。そのためにも、いきいき健康事業の入浴補助券は非常にありがたい、皆さんがそう言われておりました。

また、この補助券についてのそれぞれいろいろな要望も聞いてまいりました。今日は傍聴者の方は非常に少ないのですが、1名もみえたということは非常にありがたいことですが、ぜひ老人の方には今日は家で百姓を休んでテレビを見ておくように、そんなふうに申しておきましたので、たくさんの方が期待をして見ていらっしゃるのではないかと、そんなふうに思っております。ぜひ、いきいき補助券の利用の拡大が進んで、市民の皆さんの笑顔が生まれるような、そんな回答を期待して質問をしたいと思っています。

昨年より1枚の助成金額が400円から300円となりました。枚数は12枚から16枚で、全体的には一人4,800円という同額の補助金でございます。それにまた昨年より、新しくはりやお灸、マッサージも利用拡大されまして、大いに利用の拡大が図られ、市民の健康増進のための利用が拡大するものと思っておりました。しかし、利用回数は少しは増えていますが、助成金が一昨年より大きく減少しています。

また、温泉利用の市民の方より不満の声をよく聞くようになりました。一番大きな不満は、前年までは無料で入浴できた施設が一部有料となったことです。見直しの趣旨が理解されず、利用者が減少した理由と今後の運用をどうしていくのかについてお伺いしたいと思います。

まず1番目に、利用状況はどなっているのか。できましたら、ここ3年間の該当者。この補助件の該当者、それから交付者、それから利用者の状況はどうなっているのか。変化しているのかどうか。また、年々利用拡大に向けてどのような取り組みをされたのかについてもお伺いしたいと思います。

また昨年、金額、枚数の変更は、その目的と変更経緯、変更された内容について伺いたいと思います。

また、助成金の変更により、利用できる施設では料金体系がどのように変わったのかを伺いたいと思います。

2番目に、これが一番問題の本題でございますけれども、昨年の助成金利用額の減少理由は何であるのか。枚数1枚につき400円から300円とされた昨年は、枚数が先ほど言いましたように、新しく鍼灸マッサージが対象になったことを含めて若干増えて

おりますけれども、助成額が想像していたより大きく減少しています。減少の理由は何なのか。減少した施設と減少額を伺いたいと思います。

最後は、今後の助成金のあり方についてどう考えているのか伺いたいと思います。この制度はたくさんの方が利用され、直接的には恩恵を感じながら、生きがいや健康維持に役立っていると思います。今後のいきいき増進事業のあり方と、この事業の効果についてどのような分析をされ、今後どのように進めていくのかを伺いたいと思います。

それから、ひとつお願いでございますけれども、数字的なものの説明については若干私書き取りたいと思いますので、数字の部分だけゆっくりと説明願えるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは洞口議員ご質問の、いきいき健康増進事業助成金についてお答えいたします。

1点目に、利用状況についてお答えいたします。65歳以上の高齢者の交付対象者数につきましては、23年度から順に8,867人、24年度8,858人、25年度9,184人であります。交付者数につきましては、23年度から6,312人、6,547人、25年度6,392人であります。利用者数につきましては、個人ごとの利用を集計しておりませんので、利用枚数のみ報告いたします。23年度から順に、49,603枚、24年度49,793枚、25年度54,200枚であります。

なお、1名当たりの交付枚数は、平成25年度から16枚となっております。また、周知の方法につきましては全戸回覧のみとしており、利用拡大に向けての取り組みについては特に行っておりません。

昨年度の改正は、第二次政策総点検での検証結果や各方面からの「バラマキである」というようなご指摘を受け再検討を行った結果によるもので、変更内容は議員が冒頭で申されましたとおりでございます。これにより、温浴施設の料金は、河合町ゆうわ〜くはうすと神岡町割石温泉以外は、入浴料の個人負担が200円必要になりました。

次に、2点目の昨年度の助成金の利用額の減少の理由は、についてお答えいたします。助成額の減少理由は、助成単価が400円から300円になったことが大きいと思いますが、これに併せ自己負担200円の支払いを嫌われて利用されなくなった高齢者が増加したことも考えられます。

無料で入浴できるゆうわ〜くはうすと割石温泉以外はすべて利用枚数が減少しましたが、温泉施設全体での利用枚数は増加しています。しかし、有料施設の利用枚数が減少したために、助成額の減少につながったと考えます。

なお、割石温泉につきましては、市の直営のため施設への助成はありません。

最後に、今後の助成金のあり方についてお答えいたします。飛騨市における要介護、

要支援の認定者数は、さまざまないろいろ予防活動はやっていただいておりますが年々増加の傾向にあり、このいきいき事業が直接介護予防や自立に役立っているのか、その因果関係を説明することは難しいと考えます。しかし、年間のいきいき券の使用枚数が5万枚を超えていることから、本事業が高齢者福祉施策として市民の皆さまに浸透している施策であると思います。

この制度が「健康で良好な日常生活を送りながら、住み慣れた地域で継続して自立した生活ができるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進に資すること」という事業の本来の目的に沿った事業であるかを常に検証していくことが重要であると考えております。以上、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○4番（洞口和彦）

今、答弁を聞いて、私もこの分析はそのとおりでと思うのです。やはり人間はおかしなもので、金を払わなければいけない、無料でそれを持っていけば入れる、この施策がそれに反したためにといいますか、もちろん市の負担金は100円しか変わらないのですけれども、業者の絡みで100円という方200円になっていますので、その件はまた別といたしましても、何とか今後は枚数は少なくしてでも1回で満足できる、その券で無料で入浴できたということで、満足できるような施設にしていきたいです。

券を持参すれば、お金を支払うことなく気持ちよく利用できるような、そんな制度に変えていってはいいただけませんか。

△市長（井上久則）

このことは今ほど部長が言いましたように、総点検の中で指摘をされたということもございませぬ。それは何でもそうですけどタダということにつきましては、利用される側は良いことに思われることは間違いございませぬ。何でも一緒でございませぬが。いろんな意味で公平感から言いますと、それがタダがいいのか、ある程度利用者には負担をしていただくほうがいいのかということは、いろんな議論があると思っておりますけれども、25年からこういったシステムをやって2年目ということでございませぬので、しばらくこの状態で継続しながら、お年寄りもだんだんと増えてくるということも確かでございますので、この辺も勘案しながら今後の推移を見ながら、その折に検討していきたいというような思いでおりますので、しばらくはこの状況でもう少し進めさせてもらいたいというふうに思っているところでございませぬ。

○4番（洞口和彦）

先ほどの答弁で、ある程度期待はしていたのですが。世に言うですね、反省だけならサルでもできますので。もう1年で、今年2年目の結果がまた出ますよね。それを受けながら、大体半分ほど過ぎていますが、そういう希望があれば、これも急にと言いませんけれども2年間やったわけですから、変えていただけるようにしたい。

数字的に見ますと入浴の場合、昨年と比べて470万ほど減なのです。タクシーは1

04万ほど増えていますし、新しいのが69万ほど増えているところを見ますと、まず何に不満だったかといえば、まさにこの入浴券、先ほど分析されたような同じ見解なのですけれども、そこなのです。これは前々から申しまして、確かに今言われたように、いろいろタダで入るのはどうかと思う、と言いましたけれども、増進券の肝要とその利用価値を含めた場合に、1年変えただけで507万も減ると。後者は増えているのです。それはやはり、昨年1年だけでは結果が付かないのならば、もう1年、今年度ですね、その経緯を見て増えていないということならば、ぜひ元に戻していただきたいと思うのですが、再度いかがでしょうか。

△市長（井上久則）

これは利用できる範囲も広げました。そういったことによって5万枚を超しているということは、今まで最高の利用者数なのです。25年が。こういったことを見ますと、入浴だけが利用するものばかりではなく、いろんな方面で利用していただける、こういったことの表れかというふうに思っておりますので、利用者が減ってきたということではなく、利用枚数は増えているのですから、この状況の中でもうしばらく推移を見ていきたいということでございます。

○4番（洞口和彦）

若干見解の相違があるのです。利用枚数は数字的には増えています。しかし、12枚が16枚になったのですよ。金額が減ったということは、利用額が減ったということなのですよね。当然、12回が14回になれば増えるのは当たり前なのです。ところが、その利用者が、一人当たりの利用額。もちろん回数は枚数を増やしたのですから増えると思いますけれども、その辺が一番の問題ではないかと思うのですが、やはりその考えは変わりませんか。しつこいようですけれども。

△市長（井上久則）

くどいようですけど変わりません。

○4番（洞口和彦）

こうなると、ものは先に進めませんので……。ぜひ、やっていただきたいと。

例えば今、流葉老人クラブというのが地元にあるのですけれども、毎月語らい温泉保養行事として、3月から12月まで会議を集って語らいの場をやっているのです。その場もほとんど65歳以上の方ですから、老人クラブは。券を使って入浴されているのですけれども、ここもかなり減っているということになります。いろいろなものを増やすことも大事ですけれども、真髓がやはりそこにあるならば、もうちょっと謙虚に皆さんの声をお聞きしていただきたいというふうに思っています。

それから、先ほど言われましたように200円を個人徴収する温泉の方が、今回入場者が減少したことによって経営に本当に悪影響が出ているというふうに伺っています。もちろん市としても入湯税の減少もでございます。このようなことで、減ったことについての業者との話し合いというものは持たれてはおりませんか。また、持たれるような、

要望等についてお聞きするというようなことをされるつもりはないでしょうか、お伺いします。

□副市長（白川修平）

この問題につきましては、先般すば～ふるの今後の事業計画の中で、どのようにお客様を増やしていくかというようなお話をさせていただいたところでございます。今後、それ以外の入浴施設につきましても今調整中でございますので、その中でお年寄りの方の入館者をどうするかということは、これは入浴施設の経営上の一つの問題であるわけでございますので、そういうことも含めて、これから入浴施設がどうやって経営していくかということで話し合いをさせていただいている最中でございます。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございます。先ほど市長の答えでちょっとがっかりして、後の質問をやめようと思ったくらいですけれども、副市長の答えで何とか今後の検討課題として申し上げますけれども、やはり市民の望むような、利用が増えるような施策に続けていっていただきたいと思います。

それでは、二つ目の鳥獣害対策の取り組みについてお伺いいたします。

また話は敬老会の話に戻りますけれども、この敬老会のお話の中で話題に事欠かなかったのは、イノシシの問題でございました。ちょうど当日、畑を朝散歩されていた方が5時半過ぎだと言われましたが、すぐ家の民家の隣の田んぼにイノシシの集団が集まりまして、朝食会をやっていたそうでございます。最近、動物にも礼儀がございまして、クマが入って稲を食べるときは、すべての稲を寄せ集めて自分は車座になってどっしりと座って手の届く範囲といいますか、足の届く範囲を食べるそうです。なかなか動物も考えたものです。ただ、イノシシは駆け巡ることが好きですので、そこだけにとどまらなくてあちこちを荒らしまわっています。

また、この話は私、昨年ちょうど9月にも質問させていただきましたが、そのときには^{みなみびら}南平で集団が道路を通り過ぎて行ったということで驚きの表現をいたしました。南平は人の住んでいない所です。今は住所地、先ほど言いましたように本当に近くに現れて、苦しめていると言いましょうか、楽しませていただいていると言いましょうか、本当に当事者にとっては大変な日々が続いています。

また、収穫を喜ぶ季節となったわけですけれども、実りの秋を一番喜んでいるのは、イノシシをはじめとした作物を食いあさるこの動物たちではないでしょうか。

また、先ほど数河の産廃ののぼり旗についても議論されておりましたけれども、この飛騨市の自然の美しい田園が電気柵や、メッシュ柵、網に囲まれた異常な風景となっているのが現実でございます。その田畑を荒らされて囲いをすれば、その次の場所に移動していく。今まで全然被害のなかった地域が次々と荒らされて、本当にこの動物との戦いはたちごっごの毎日でございます。

例えば昨年、一昨年、杉崎、太江、伏方のほうが地域ぐるみの対策で、この網の設置

をされました。そこを追われたイノシシは、今山田方面、吉田方面、名前は確認しておりませんが、たぶんそちらにいらっしやっているのではないかというふうに思っています。

まず、この地域ぐるみの対策や獲得数、どんどん動物が増えておりますので、捕獲数の拡大に全力を注ぐべきだというふうに考えます。自ら老後の自家製作物の栽培や、この生きがいとされている農業について、また自然を守るために鳥獣対策は本当に今後重要な課題です。今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

まず1番目に、地域ぐるみの対策の取り組みについてお伺いいたします。地域ぐるみの対策は、やはり今いろいろ太江地区、古川ではございません伏方地域を聞いてみますと、本当に有効な手段だと考えます。しかし、国庫金補助事業ですので、どれだけでもというわけにはいきません。今後どのような予定で、この方法について拡充していくのか。

また、県の林政部施策の環境を重視した「恵みの森づくり」では、緩衝帯の設置による野生鳥獣被害の軽減など、里山山林の整備促進の事業が行われようとしています。その実態と効果についてお伺いしたいと思います。

2番目に、昨年も申し上げましたが飛騨市の有害鳥獣被害防止助成金交付要領の見直しはどうなっているのか。現在、購入額の2分の1で、個人の場合は10万円、団体の場合は200万円が限度となっています。補助額の負担割合の増加や限度額の増額はできないのかについてお伺いしたいと思います。

3つ目に、捕獲の実態と有害動物の駆除計画についてお伺いします。一番被害を最小限にとどめるには、有害動物を増やさないことが最大の方法だと考えています。ここ数年の有害動物の駆除の実態と、今後の駆除計画についてお伺いしたいと思います。

4つ目には、山林被害の対策についてお伺いいたします。今年はツキノワグマの主食のどんぐりが、統計を取り始めた2006年以降最も不作の年となっているそうです。クマの目撃情報は9月3日現在で355件、まさに昨年の年間318件を大きく上回っています。これに伴い大きな被害が懸念されています。最近植林のクマによる幹の皮剥ぎ被害は増大し、山の木々は大変な状況になっているのが現実です。何十年もかけて植林から草刈り、木起こし、伐採、枝切りと、お金と労力をかけて育てた大切な木々が一晩にして皮をむかれ、本当に駄目になってしまいます。作物は1年駄目でもまた翌年作ることができますけれども、植林は何十年、何百年とかかる仕事です。この山林被害の実態と対策について伺いたいと思います。

また、この被害を防止する方法があれば、それについてもお伺いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それではご質問の２点目、鳥獣害対策にかかります、その１点目の地域ぐるみの対策の取り組みについてからお答えいたします。

鳥獣被害対策に対する国庫補助事業である「鳥獣被害防止総合対策交付金」は、地域で組織する協議会や民間団体等が事業主体となり、生息調査や緩衝帯の整備などの被害防止活動、いわゆるソフト事業と、金網柵設置などのハード事業に、事業費の２分の１以内の補助があります。

また、ハード事業については、事業主体が自力で施工する場合、資材費相当分の定額補助があり、過去に実施いたしました当該交付金のハード事業では、すべて自主施工による定額補助を活用しております。

当該交付金については農業改良組合長会などを通じまして、地域での活用を周知しており、古川町谷区が平成２５年度と、神岡町伏方区におきましては２５、２６年度に恒久柵を設置しております。平成２７年度は、古川町内の寺地・笹ヶ洞地区、下気多地区および黒内地区３地区で活用を検討しております。下気多地区においては、既に当該事業主体となる協議会組織が設立されています。

鳥獣被害防止は地域ぐるみでの被害防止活動が必要であり、当該交付金の事業主体も地域等の団体となっていることから、交付金の活用には地域の合意形成が必要となります。

次に緩衝帯整備についてですが、３年前から森林環境税を利用した里山林整備事業がスタートしており、環境を重視した「恵みの森林づくり」の緩衝帯整備事業いわゆるバッファゾーン整備は今年度からでございます。太江区、杉崎区、黒内区が実施していますが、鳥獣被害防止と効果はこれから示されるということになります。

面積要件としては、０．１ヘクタール以上の連続した山林で、保全対象が農地や民家、道路等と近接していることが前提になります。

事業者が市または森林組合の場合は、森林所有者と飛騨市または森林組合が協定を結び、今後１０年間は維持管理を行う必要があります。

事業を実施する上では、農地等への転用が禁止され、同区域での補助事業による森林整備ができないことや、地域が一体となった維持管理が毎年求められますので、地域の総意のもと、進める必要がございます。

森林・山村多面的機能発揮対策事業による緩衝帯の整備についても本年度は太江区、黒内区、そして杉崎区を予定しておりますが、こちらも今年度から実施するため、効果は今後示されるということになります。

この緩衝帯については、他県で導入された後に岐阜県で採用されておりますが、イノシシ等は用心深く藪化している所に隠れて行動することから、強度な間伐を進めながら藪化を防いで、獣が近寄りにくくするものでございます。

兵庫県では別事業により緩衝帯整備を実施していますが、実施後１５２戸を対象にア

ンケート調査を実施した結果、被害が「減った」、「少し減った」と答えた方が、70戸で46%となっており、バッファゾーンの効果が出ていると考えられております。

整備を実施しても100%獣が来なくなるというものではございませんが、獣害対策の一つとして他地域でも検討していただければと思っております。

次に、2点目の「飛騨市有害鳥獣被害防止助成金交付要領」の見直しについてでございますが、ご質問の野生動物侵入防止施設補助金は、国庫補助事業の対象とならない個人の農地対策や、比較的小規模な農地などでの緊急措置的な活用を想定したものでございまして、基本的には可能な限り地域での合意形成により国庫補助の活用を図りたいと考えております。

次に、3点目の捕獲の実態と有害動物の駆除計画についてお答えします。平成23年度の捕獲実績は、イノシシ67頭、ニホンザル16頭、カラス65羽、クマ12頭、ハクビシン6頭、ニホンジカ0頭、カモシカ50頭、カワウ0羽、サギ2羽で、平成24年度はイノシシ104頭、ニホンザル20頭、カラス55羽、クマ23頭、ハクビシン2頭、ニホンジカ0頭、カモシカ49頭、カワウ0羽、サギ0羽でございました。25年度が、イノシシ104頭、ニホンザル18頭、カラス100羽、クマ27頭、ハクビシン5頭、ニホンジカ0頭、カモシカ45頭、カワウ3羽、サギ0羽という実績でした。

有害動物の駆除計画につきましては、平成25年度に「25年～27年度の飛騨市鳥獣被害防止計画」を策定し、年度ごとの有害捕獲頭数は、イノシシ200頭、ニホンザル30、カラス150羽、クマ50頭、ハクビシン20頭、ニホンジカ20頭で、カモシカは49頭ですが、26、27年度は41頭とし、カワウ20羽、サギ10羽で、カモシカ以外は25年度から27年各年同数と設定しております。

最後に、山林被害の対策についてお答えいたします。飛騨市の私有林は約56,000ヘクタールで、そのうち人工林が約16,000ヘクタールですが、新植時1ヘクタール当たり約3,300本を植えて約2回間伐を実施したとすると、2,000本くらいが残っていると思われませんが、クマやカモシカによる皮剥ぎ被害は森林所有者の調査報告によらないと把握できないのが実情でございます。

皮剥ぎ被害を受けた森林については獣害防除事業を取り入れ、軽傷な樹木や被害を受けていない樹木へのビニールテープの巻き付けや保護カバーを付け、さらなる被害を防ぐ方法がございます。この事業は県2分の1、市町村4分の1補助と、あと本人等が4分の1の負担が必要でございます。採択条件としては、0.5ヘクタール以上であることや、間接補助事業者は森林組合、森林所有者、森林管理者となっております。

今後、この事業を希望される方がございますれば、事業要望をさせていただきます。あくまでも事業主体は、森林所有者となります。

皮剥ぎ被害が発生する前にビニールテープ巻き付けや、防護カバーが有効ですが、絶対的な方法ではなく、劣化していくため永久的な対策となっていないのが現状でございます。以上でございます。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○4番（洞口和彦）

ご答弁を丁寧いただき、本当によく分かりました。あらためて、やはり質問してみるべきだなと思いました。

まず、実は野生動物侵入施設の補助金の関係でございますけれども、23年は205万9,060円ですか、決定額が。それから24年は予算が500万で、272万2000円ということでございます。今年は予算の段階で300万に減っております。現在の申請状況と、今後を見越して300万では個人の場合、2分の1補助というのは完全にできる計算でしょうかお伺いしたいと思います。

□農林部長（藤井義昌）

まず今年の状況でございますが、現時点で300万と少しということで上回っておりますが、実績に従って若干減るのではないかと考えております。ただ、また今後要望がございますれば補正等では対応しますが、次回12月ということになりますので、よくお聞きしながら当初予算のほうでまた十分対応させていただきたいと思っております。

○4番（洞口和彦）

ありがとうございます。ぜひ、希望者の要望に応えるようにお願いしたいというふうに思います。

二つ目に、ちょっと「わな」のことでお聞きしたいのですけれども、わなも複雑で、例えば私たちの近辺で言いますと、去年までは1頭も入らなかったのが今年はまだ7頭か8頭入っています。ということは、わなの性能が良くなったのではなくて、やはり動物が増えたのではないかとこのように思っていますし、昨年の返事の中で県より監視カメラを借用して、わなの周辺や被害農地の周辺に設置して、動物がどのような行動をしているのかを観察しながら対策を考えるというふうに言われました。少しはイノシシの習性等分かったでしょうか。

それから、もし今、わなというのはクマと特にイノシシでございますけれども、飛騨市に今どれくらいあって、もし貸し出しを希望した場合には希望に応えることができるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

□農林部長（藤井義昌）

監視カメラは昨年県のを1台借りまして、市1台と撮りまして、地元の辺に見ていただきながら、その習性と言いますか大体同じ所をくぐっているということがよく分かりました。今年度、農業共済から補助金を受けまして5台買うということができましたので。ただ、もう既に貸し出しをしているところでございます。

次、わなの保有状況でございますが、現在イノシシの檻が113基、クマの檻が23基。25年度にサル2基を買いましたので保有はしておりますが、それぞれたぶん、もうほとんど設置してあるということは担当者から聞いております。また事前にお聞きしながら場所などを検討させていただきたいと思っております。

○4番（洞口和彦）

今年初めて先ほど言いましたように、わなの有効策が分かりましたので、小さいものですが1基に3頭も入っていたというのもございますし、ぜひ、また捕獲の意味でも増やして行ってほしいと思っています。

では次ですけれども、実は23年に飛騨地域鳥獣被害臨時対策本部というのが飛騨市の農林事務所で設立されて、いろいろな対策について話し合われています。下呂市、高山市、飛騨市、白川村ですか。この中で、被害の軽減目標というものを決められていると思うのですが、25年度までの目標値を決めて対応されていますが、この飛騨市の場合、分かりましたら目標値をクリアできたのか、クリアできなかったのかについてお聞きしたいと思います。

□農林部長（藤井義昌）

ちょっと手元に毎年のものは分かりませんが、今年度につきましてはクマが50頭ほどでございますので、ほぼ40を超えておりますし。ただ、イノシシについては200頭目標を付けておりますが、今年はまだ百数十頭ということでございまして、イノシシはまだちょっと200頭の目標にはいかないという状況でございます。ただ、これもやはり猟師さんですね、ハンターの高齢化とかという問題も非常にございまして、今後ともそこをクリアしていかなければならないということを思っているところでございます。

○4番（洞口和彦）

そのくらいの数字で結構でございます。しかし、決められた目標について努力はしていただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、実は檻に入った動物のことでお聞きしたいのですが、動物愛護の観点から、10日ほど前に袖川の大国寺のちょっと^{かみ}上の所で1頭とれたのです、大きなクマが。それまで家の隣の方は、毎晩クマが入って仕方がないので夜回りで夜も寝られない、と言っていましたけれども、たぶんあのクマだろうから今晚からゆっくり寝られる、そんなふうに申されておりましたが、そのクマが実はどうなったのか非常に興味があるのです。いにしえには全部放して、また来ないようにという形ですと遠くへ連れて行って放すというのが主でございましたけれども、最近の頭数からして、ある程度やはり一度来たクマというのはまた現れるそうですので、実は特に流葉の近辺で捕獲されたクマがどうなっているのか、分かっていたら消息についてお伺いしたいと思います。

□農林部長（藤井義昌）

今のクマにつきましては、残念ながらどう対応したか分かっておりませんが、今年はクマが非常に多うございます。民家に出てきたりしておりますので、そういう場合警察とも一緒に行きますので、そのときすぐ被害を加えそうな、けがをしていたりする場合は、その場で捕殺という形になりますし、実は放すときが一番危険ということでございますので、どちらかというと捕殺のほうが今いっているのではないかというふうに見解を持っております。

○4番（洞口和彦）

そのような方向になっていけば、非常にありがたいと思うのです。実は先日のクマも、しばらく飼ってみる、というようなことを言われたとかと言いますので、どうなるのか非常に興味のあるクマの話でございました。

それから、クマとかイノシシの関係でプラスアルファとして、今度は殺された場合の食べるほうなのですが、アイデア料理の開発とか処理加工施設の設置とかいろいろな方法はあろうと思うのです。まだ岐阜県の場合はあまり設立されておられませんけれども、飛騨市としては、そこまで何かしたいというようなことは考えてみえますか。それとも、みえませんか。

□農林部長（藤井義昌）

ジビエ料理ということでございますが、県もガイドラインが、昨年11月にジビエ料理のガイドラインができたばかりでございます。高山のほうで民間の方がそういった所を造るということも聞いておりますけれども、安定的に肉を供給するとかそういう体制もできておりませんので、今のところ若干考えた時期も神岡ではあったような話を聞きますけれども、そういった安定供給のことと、あとは料理人をどうするかということも全てがありますので、やってみたいという方があれば、今後大いにまた県などと協力しまして支援はさせていただきます。

○4番（洞口和彦）

やはり悪いことばかりではなくて、楽しみながら良い方向への道も開いていっていただきたい、そんなふうに思います。

それから山林のクマの被害ですけれども、実は私もこの間何年かぶりに山へ行ってびっくりしたのですけれども、1本だけではないです、全部むくのです。この間、森林組合の寄合の中でもそこらじゅうと言っては悪いですけど、東は東茂住のほうから麻生野の人まで神岡の地域で集まったのですけど、皆さんが「大変な状態になっているよ」そんなふうに言われているのです。なかなか今、持ち主でもそんなに山へは行かない時代でございますけれども、このままでは本当に大変なことになっていますので、また森林組合等と一緒に、調査なり対応方針を検討していただくことはできないでしょうか。

□農林部長（藤井義昌）

おっしゃいますとおり、森林組合または森林所有者なども含めまして、どういった対策があるか、また他の県の状況など見まして情報を得ていきたいと思っております。

○4番（洞口和彦）

いろいろなことを聞きました。しかし、本当に今やらないと大変なことになると思っています。

鳥獣被害の発生は、やはり一番には営農意欲の減退や、そのことによる耕作放棄地の増大また地域農業の推進発展にも大きな影響を及ぼすものと思います。例えば今、袖川

には大きな就農者、よそから来て人の田んぼを借りて、本当に作付けしてみえる方が多くみえます。その方たちは、本当にやはり一番想像していなかったのは、この動物被害というふうに申されています。なかなか生産の合わない農業の中で、動物被害対策までして作業する、農地を維持していくということは非常に難しいことでございます。ぜひ、先ほどございましたように集団的に、地域包括的に国の補助をどんどん請求されまして、地域全体を鳥獣の被害から守るような政策を早急に進めていっていただきたいというふうに思います。

また、クマ等については、人間にも出没によって人身被害を及ぼすということも想定されます。ぜひ、農業課として格段の配慮をいただきながら、私たちが安心して農業ができる、そんな地域にしていただきたいことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔4番 洞口和彦 着席〕

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日は、これにて散会いたします。

（ 散会 午後3時41分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅沼 明彦

飛騨市議会議員（2番）

中嶋 国則

飛騨市議会議員（3番）

田中 清安